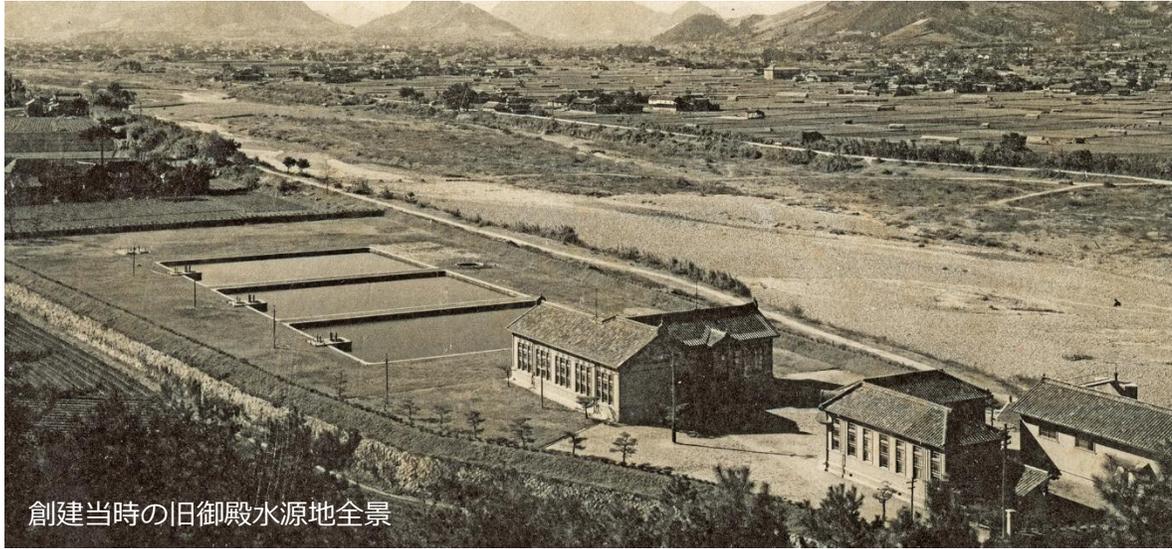


# 第8回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



創建当時の旧御殿水源地全景



唧筒場（高松市水道資料館）

竣工：1918(大正7)年



事務所

竣工：1917(大正6)年



地階ポンプ室（唧筒場）

## 旧御殿水源地（高松市水道資料館）

高松市に近代水道を整備するために建設された浄水場。1986(昭和61)年まで使われていた事務所や唧筒場[そくとうじょう](ポンプ場)など、6つの建造物が当時の姿のまま残っており、国の登録有形文化財に登録されている。

令和8年3月10日  
香川県広域水道企業団



# 目次

## 1. 料金水準について

1-①前回（第7回）審議会の振り返り.....	5
1-②検討案.....	6
1-③検討案シミュレーション結果.....	8
1-④検討案のメリット・デメリット.....	9
1-⑤料金水準の審議事項について.....	11

## 2. 料金体系について

2-①前回（第7回）審議会の振り返り.....	13
2-②料金体系の前提条件.....	14
2-③料金体系の課題.....	23
2-④料金体系検討案.....	30
2-⑤料金体系検討案の比較.....	33
2-⑥料金体系の審議事項について.....	55

## 3. 加入金について

3-① 加入金設定案.....	59
-----------------	----

# 1. 料金水準について

# 1 - ① 前回（第7回）審議会の振り返り

主な審議項目	主な意見
料金算定期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済の先行きが不透明な状況下において、様々な事態に備えるという趣旨も踏まえて3年が望ましい</li> <li>・今のような物価上昇局面において長期の5年とした場合には、経済環境の反映がそれだけ先送りとなるため、4年を原則に考えたうえで、前倒しとして3年とすることによって、次の見直しの時にさらに経済環境なども含めて見なおすという考え方が合理的ではないか</li> </ul>
料金統一の段階 (1段階か複数段階か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的改定では値上げの間隔が狭く、何度も上がった印象を受けるので一括改定が望ましい</li> <li>・安定的な経営を視野に入れるなら、一度に引き上げた方が、後が少し楽になるのでは？一般県民感覚からすると「一昨年に上げたのにまた上がる」というふうになるので、一括改定の方がよい</li> <li>・一括改定というしっかりとした方針を明らかにした上で、経営を行っていく方が、安全維持強靱な水道には馴染むのではないか</li> </ul>
検討案1（財政目標踏襲案）か 検討案2（改定率抑制案）か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の値上げが厳しい中で、県民にとってはできるだけ値上げの幅が小さい検討案2の方が好ましい</li> <li>・安定的な経営を視点とするなら、検討案1の方が良いのではないか</li> <li>・検討案1、2とも総括原価方式で計算されていることから、どちらも合理的な検討案として提示されているが、検討案1を優先的に検討してはどうか</li> </ul>

## ○検討案 1

### 【前提条件】

#### ア.財政指標

項目	条件
内部留保資金	各年度末に料金収入の0.5倍程度以上
企業債残高	R20年度末に料金収入の3.5倍以下

イ.料金回収率：算定期間中100%を満たす

[案1-①]：一括改定

[案1-②]：段階的改定

## ○検討案 2

### 【前提条件】

#### ア.財政指標

項目	条件
内部留保資金	各年度末30億円以上
企業債残高	R20年度末に料金収入の4.0倍以下

イ.総収支比率：算定期間中100%を満たす

[案 2 - ①]：一括改定

[案 2 - ②]：段階的改定

# 1 - ③ 検討案シミュレーション結果

## ○ (検討案 1) シミュレーション結果

検討案		平均改定率 (R 1 0 年度)
① 一括改定	3年	31.9%
	4年	34.4%
	5年	37.0%
② 段階的改定	3年	1年目 : 22.8% 3年目 (R12) : 22.8%(通算50.8%)
	4年	1年目 : 21.5% 3年目 (R12) : 21.5%(通算47.6%)
	5年	1年目 : 21.6% 3年目 (R12) : 21.6%(通算47.9%)

## ○ (検討案 2) シミュレーション結果

検討案		平均改定率 (R 1 0 年度)
① 一括改定	3年	27.0%
	4年	30.5%
	5年	33.7%
② 段階的改定	3年	1年目 : 19.3% 3年目 (R12) : 19.3%(通算42.3%)
	4年	1年目 : 19.2% 3年目 (R12) : 19.2%(通算42.1%)
	5年	1年目 : 19.7% 3年目 (R12) : 19.7%(通算43.3%)

# 1-④ 検討案のメリット・デメリット

## ○各料金算定期間のメリット・デメリット

算定期間	メリット	デメリット	採用した事業者 (予定含む)
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的短期のため、有収水量や物価（電力費、薬品費等）の予測誤差が小さい</li> <li>・一括改定の場合、4年と5年に比べて改定率が低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁に料金改定の検討・審議等を行わなければならない</li> <li>・料金改定の頻度が高くなるおそれ大きい</li> </ul>	那覇市（R7） 倉敷市（R7） 佐世保市（R8）
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年と5年のメリット・デメリットの中間に位置付けられる</li> </ul>		岡山市（R6） 川口市（R8） 富山市（R8）
5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済情勢等に大きな変化がなければ、改定頻度が少なくて済む</li> <li>・料金改定の検討・審議等を頻繁に行わなくて済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少の加速や予期せぬ物価高騰により、期間後半に収支が悪化するリスクがある</li> <li>・一括改定の場合、3年と4年に比べて改定率が高くなる</li> </ul>	東大阪市（R7） 千葉県（R8） 松江市（R8）

◇その他、4.5年が神奈川県（R6）、10年が高槻市（R7）、北名古屋水道企業団（R8）

# 1-④ 検討案のメリット・デメリット

## ○各検討案のメリット・デメリット

検討案	概要	改定率	メリット	デメリット
検討案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損益                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通算で料金回収率100%を超える</li> </ul> </li> <li>○資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部留保資金 各年度末に料金収入の0.5倍程度以上</li> <li>・企業債残高 R20に料金収入の3.5倍以下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一括改定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年 31.9%</li> <li>・4年 34.4%</li> <li>・5年 37.0%</li> </ul> </li> <li>○段階的改定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年（通算50.8%） 1年目と3年目に22.8%</li> <li>・4年（通算47.6%） 1年目と3年目に21.5%</li> <li>・5年（通算47.9%） 1年目と3年目に21.6%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立採算」が維持できていると判断できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定率が（検討案2）より高くなる</li> <li>・段階的改定では、通算の改定率が50%程度になる</li> </ul>
検討案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○損益                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通算で総収支比率100%を超える</li> </ul> </li> <li>○資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部留保資金 各年度末30億円以上</li> <li>・企業債残高 R20に料金収入の4.0倍以下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一括改定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年 27.0%</li> <li>・4年 30.5%</li> <li>・5年 33.7%</li> </ul> </li> <li>○段階的改定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年（通算42.3%） 1年目と3年目に19.3%</li> <li>・4年（通算42.1%） 1年目と3年目に19.2%</li> <li>・5年（通算43.3%） 1年目と3年目に19.7%</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒字を確保できる</li> <li>・改定率が（検討案1）より低くなる</li> <li>・段階的改定では、1年目の改定率を20%未満に抑えることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予期せぬ経費の発生で、赤字に陥るリスクがより高い</li> <li>・（検討案1）より利益が出ないので、内部留保資金が減少し、企業債の発行額が増加する</li> <li>・工事費や償還金等、資金流出が集中する月の資金繰りに対応するため、短期借入の設定が必要である</li> </ul>

## 1 - ⑤ 料金水準の審議事項について

### ① 料金算定期間

(論点) 料金算定期間は(案1)3年、(案2)4年、(案3)5年のどれにすべきか

### ② 統一料金の段階 (1段階か複数段階か)

(論点) 統一料金は(案1)1段階、(案2)2段階のどちらにすべきか

(注) 3段階以上とする場合は、何段階とすべきか

## 2. 料金体系について

## 2 - ① 前回（第7回）審議会の振り返り

主な審議項目	主な意見
基本料金のあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>・水道料金が日常生活に非常に大きな影響があることを踏まえると、基本料金については、実務上の配慮として激変緩和は常に行っていかなければならないと思うが、最終的には、次の審議会において示される水道料金表の実際の負担額の影響などを踏まえて審議を深める必要がある</li></ul>
従量料金のあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>・逡増度緩和の方向で検討していくこととなるが、実際の大口使用者の水需要状況など、実情にあわせて考えていくことが合理的ではないか</li><li>・逡増度を緩和するためには、今後、従量料金の最低単価の引き上げと、最高単価の引き下げのバランスを念頭に置いた検討が必要となる</li><li>・逡増度のあり方を検討する上で、口径ごとの使用水量、料金収入等がわかる資料があると議論がしやすいのではないか</li></ul>

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### ○料金体系の基本

高松事業体の料金体系への統一を基本とする

### ○統一料金の基本方針（第5回審議会で決定）（P19）への対応

高松事業体の料金体系を変更

- ・特殊用は廃止する（基本方針⑥）
- ・共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸みなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする（基本方針⑦）
- ・口座割引制度は廃止する（基本方針⑨）

※その他の基本方針は高松事業体の料金体系で網羅している

## 2-② 料金体系の前提条件

### ○基本となる高松事業体の料金表（料金改定前）

(税抜き)

用途	口径 (mm)	基本 水量 (m <sup>3</sup> )	基本 料金 (円)	超過水量 (m <sup>3</sup> )				従量 料金単価 (円)	
一般用	13	0	1,000	1	m <sup>3</sup>	~	10	m <sup>3</sup>	40
				11	m <sup>3</sup>	~	20	m <sup>3</sup>	130
	20		2,000	21	m <sup>3</sup>	~	100	m <sup>3</sup>	200
				101	m <sup>3</sup>	~			240
	25		3,000						
	30		4,200	1	m <sup>3</sup>	~	20	m <sup>3</sup>	130
	40		7,600						
	50		16,000	21	m <sup>3</sup>	~	100	m <sup>3</sup>	200
	75		34,000						
	100		62,000						
150	160,000	101	m <sup>3</sup>	~			240		
200	312,000								
湯屋用	-	0	上記口径 に応じる	1	m <sup>3</sup>	~	20	m <sup>3</sup>	65
				21	m <sup>3</sup>	~	100	m <sup>3</sup>	100
				101	m <sup>3</sup>	~			120
連用	基本料金：算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額 従量料金：上記口径毎の従量料金に応じる								

※30mm、200mmは高松事業体の料金体系にないため水道料金算定要領を参考に算定

## 2 - ② 料金体系の前提条件

【参考：高松事業体の料金体系の検証～水道料金算定要領での試算との比較～】

単位：円（税抜）

口径	基本料金 (算定要領)	基本料金 (現料金表)	料金差
13mm	1,300	1,000	300
20mm	2,900	2,000	900
25mm	4,490	3,000	1,490
40mm	11,910	7,600	4,310
50mm	20,030	16,000	4,030
75mm	46,130	34,000	12,130
100mm	84,710	62,000	22,710
150mm	194,530	160,000	34,530

- ・全口径で「水道料金算定要領で試算した基本料金」に比較し、「現基本料金」は安価
- ・従量料金は現状で逡増制料金、水道料金算定要領の試算で単一制料金となるため比較対象外

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### 【固定費の給水量に対する配賦例】

～日本水道協会水道料金改定業務の手引きより～

口径	理論流量比(a)	地域の需要実態等を考慮した左の補整係数(b)	設定流量比 (a)×(b)
13mm	1.00	1.00	1.00
20mm	3.10	0.81	2.51
25mm	5.58	0.72	4.02
30mm	9.02	0.66	5.95
40mm	19.22	0.57	10.96
50mm	34.56	0.51	17.63
75mm	100.40	0.42	42.17
100mm	213.96	0.36	77.03
150mm	621.51	0.29	180.24
200mm	1,324.46	0.25	331.12

- 前述の基本料金を構成する費用のうち、9割以上を占める固定費は上記の設定流量比により各使用者群に配賦している
- 設定流量比は、「水道料金改定業務の手引き」で示されている数値（理論流量比（a）と補正係数(b)を考慮したもの）を引用した一例である
- 補整係数(b)はそれぞれの水道事業体の判断で独自に設定されている

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### 《近隣事業体及び近年の水道料金改定事業体の口径別基本料金比較》

(1か月：税抜)

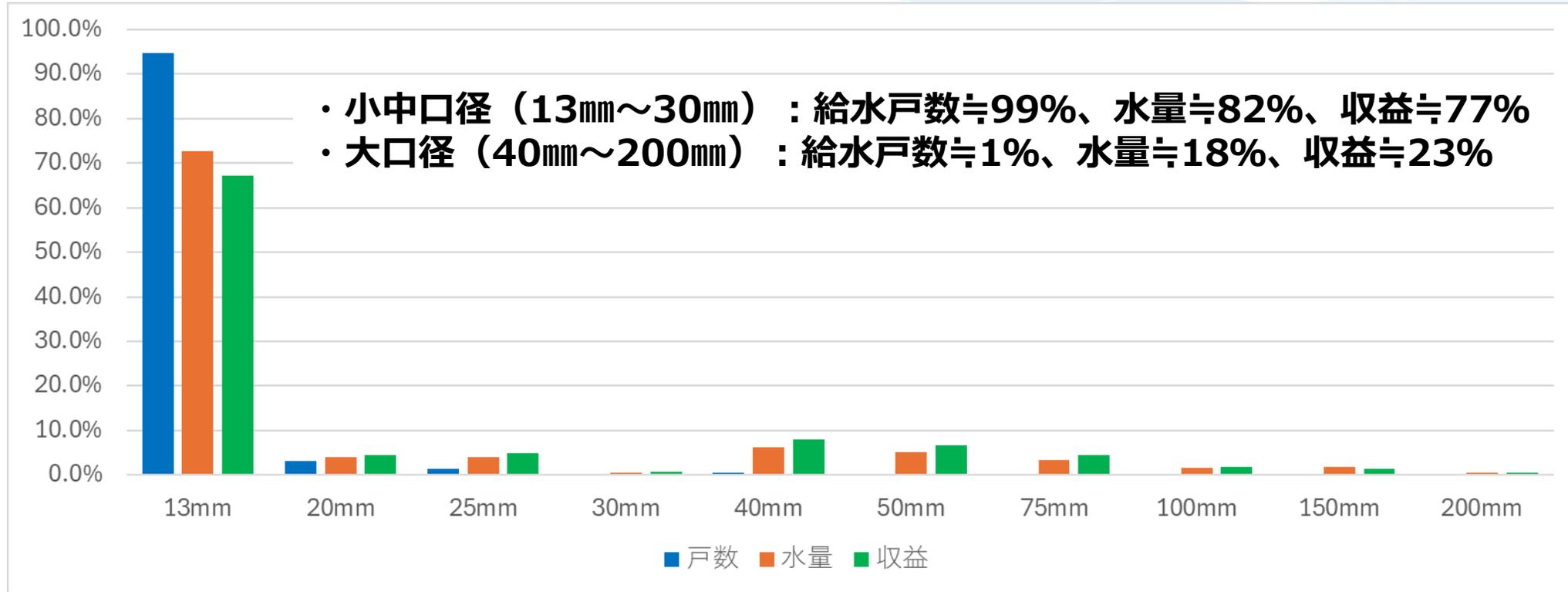
口径	企業団 (高松市)	松山市	高知市	岡山市 (R8.4～)	広島市	高槻市 (R10.4～)	千葉県営 (R8.4～)	富山市 (R8.4～)	北名古屋 水道企業団 (R8.4～)
13mm	1,000	900	810	870	760	890	470	790	800
20mm	2,000	900	810	1,330	810	890	1,103	790	2,000
25mm	3,000	2,300	1,540	2,120	860	890	1,970	1,192	3,600
30mm	—	3,400	2,360	—	—	4,140	—	1,192	5,600
40mm	7,600	6,000	3,540	5,160	1,150	7,230	7,866	1,192	9,900
50mm	16,000	9,800	7,780	8,860	2,375	13,960	17,837	3,972	18,500
75mm	34,000	22,800	13,620	17,800	2,925	31,350	41,001	3,972	37,600
100mm	62,000	41,300	20,540	31,800	3,540	60,900	79,153	3,972	64,200
150mm	160,000	92,100	41,100	76,700	5,325	163,410	219,993	9,930	147,200
200mm	—	—	65,500	132,000	6,880	314,800	445,932	9,930	—

### 統一料金の基本方針（第5回審議会で決定）

- ① 「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする
- ② 基本水量は廃止とする
- ③ 口径別料金体系とする
- ④ メーター使用料は設定しない
- ⑤ 逓増型の従量料金体系を基本とする
- ⑥ 湯屋（公衆浴場）用は維持する、特殊（臨時）用は廃止する
- ⑦ 共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする
- ⑧ 加入金制度は維持する
- ⑨ 口座割引制度は廃止する
- ⑩ 福祉減免制度は廃止する

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### ① 戸数、水量、収益の全体割合



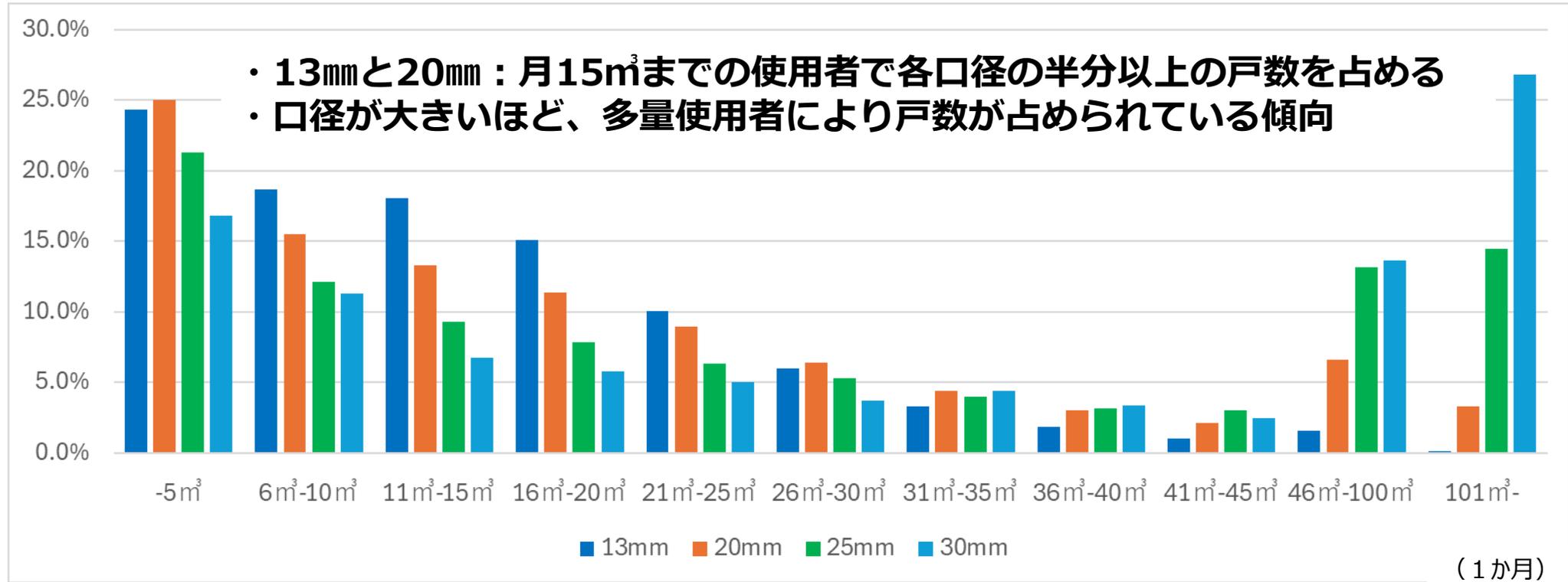
口径 区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
戸数	94.7%	3.2%	1.3%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
水量	72.8%	4.1%	4.1%	0.6%	6.1%	5.2%	3.5%	1.6%	1.8%	0.4%
収益	67.2%	4.5%	4.9%	0.6%	8.0%	6.7%	4.4%	1.7%	1.3%	0.5%

\* 連用栓は親メーター換算ではなく、口径13mm計算をするため13mmに含む

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### ②口径別使用水量別の戸数割合

### ○口径13mm~30mm (小・中口径)

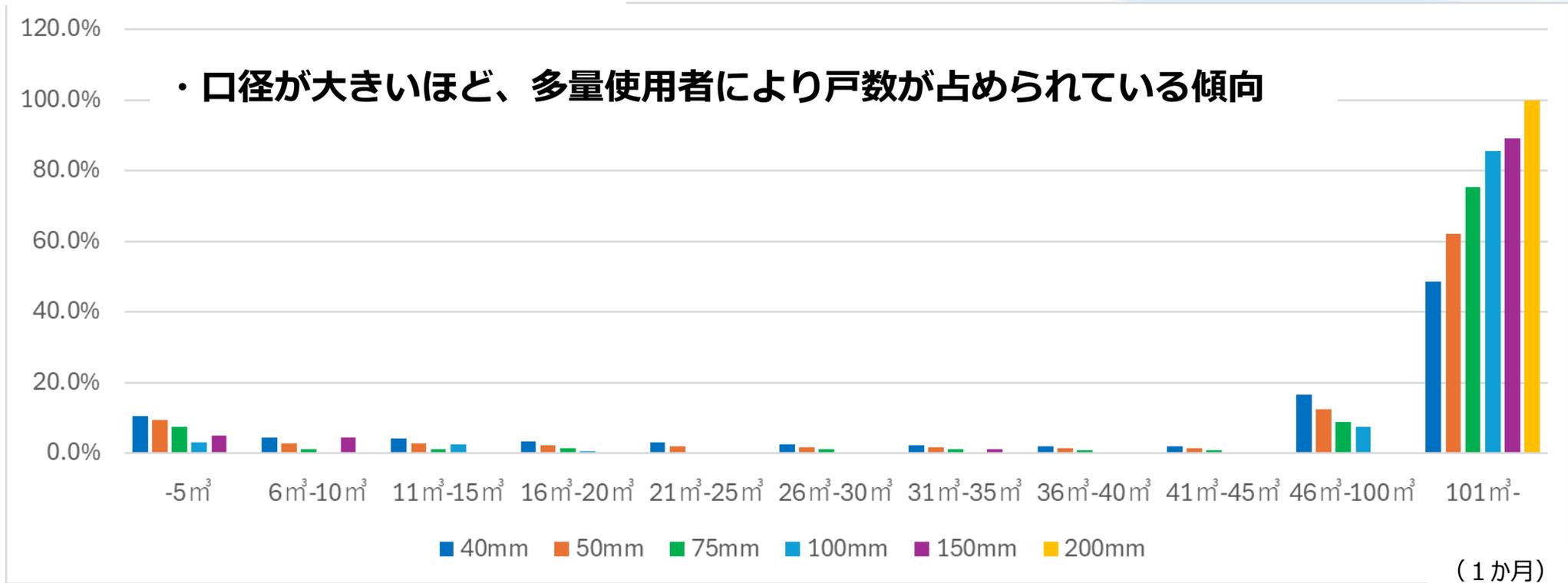


水量 口径	-5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup> -10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> -15m <sup>3</sup>	16m <sup>3</sup> -20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> -25m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup> -30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> -35m <sup>3</sup>	36m <sup>3</sup> -40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> -45m <sup>3</sup>	46m <sup>3</sup> -100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> -	平均使用水量
口径13mm	24.3%	18.7%	18.0%	15.1%	10.0%	6.0%	3.3%	1.8%	1.0%	1.6%	0.1%	14.1
口径20mm	25.0%	15.5%	13.3%	11.4%	9.0%	6.4%	4.4%	3.0%	2.1%	6.6%	3.3%	23.9
口径25mm	21.3%	12.1%	9.3%	7.8%	6.4%	5.3%	4.0%	3.1%	3.0%	13.1%	14.5%	55.3
口径30mm	16.8%	11.3%	6.7%	5.8%	5.0%	3.7%	4.4%	3.4%	2.5%	13.7%	26.8%	120.4

## 2 - ② 料金体系の前提条件

### ②口径別使用水量別の戸数割合

### ○口径40mm～200mm（大口径）



水量 口径	-5m³	6m³-10m³	11m³-15m³	16m³-20m³	21m³-25m³	26m³-30m³	31m³-35m³	36m³-40m³	41m³-45m³	46m³-100m³	101m³-	平均使用水量
口径40mm	10.4%	4.5%	4.3%	3.3%	3.2%	2.7%	2.3%	2.0%	2.0%	16.6%	48.7%	235.1
口径50mm	9.4%	2.8%	2.9%	2.2%	2.0%	1.8%	1.6%	1.5%	1.4%	12.3%	62.1%	448.8
口径75mm	7.6%	1.2%	1.0%	1.4%	0.4%	1.2%	1.2%	1.0%	0.8%	8.8%	75.3%	1,103.8
口径100mm	3.0%	0.3%	2.7%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%	85.5%	2,829.9
口径150mm	5.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	89.3%	10,644.8
口径200mm	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	12,204.4

\* 連用栓は集計から除く

## 2 - ③ 料金体系の課題

### ○料金構造

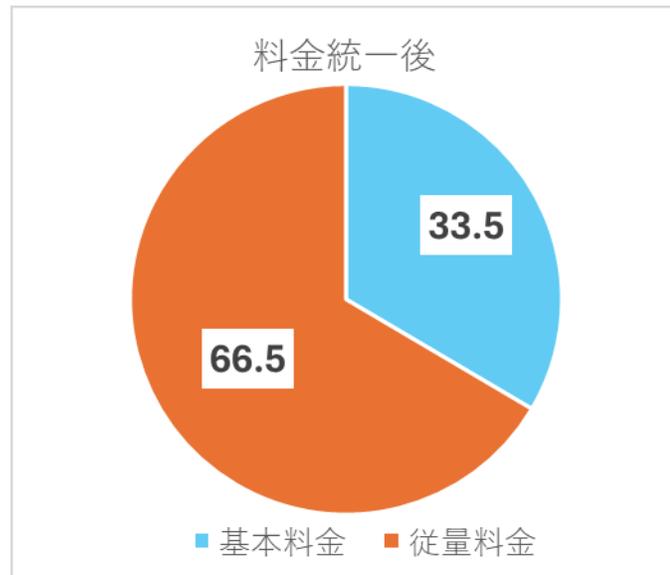
料金収入を構成する「基本料金」と「従量料金」の構成比

- ・水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占めている、いわゆる装置産業（水量に伴い増減する動力費や薬品費などの純粋な変動費は、収益的支出の5%程度が一般的）
- ・しかし、収入の7割程を水量の増減で変動する従量料金で回収している事業が一般的であり、水量の減少に対し脆弱な料金構造となっている

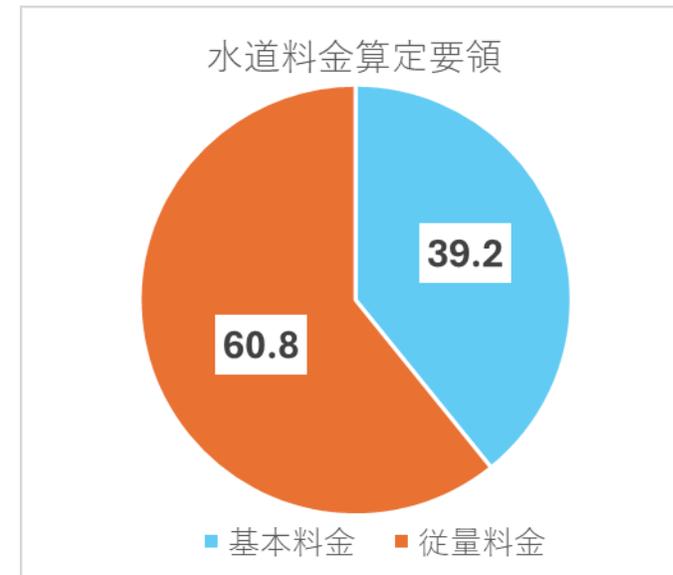
水需要の減少下では、水需要の減少を上回る速さで収入減を招くことが危惧される

## 2 - ③ 料金体系の課題

高松事業体の料金体系に統一した場合  
基本料金33.5%：従量料金66.5%



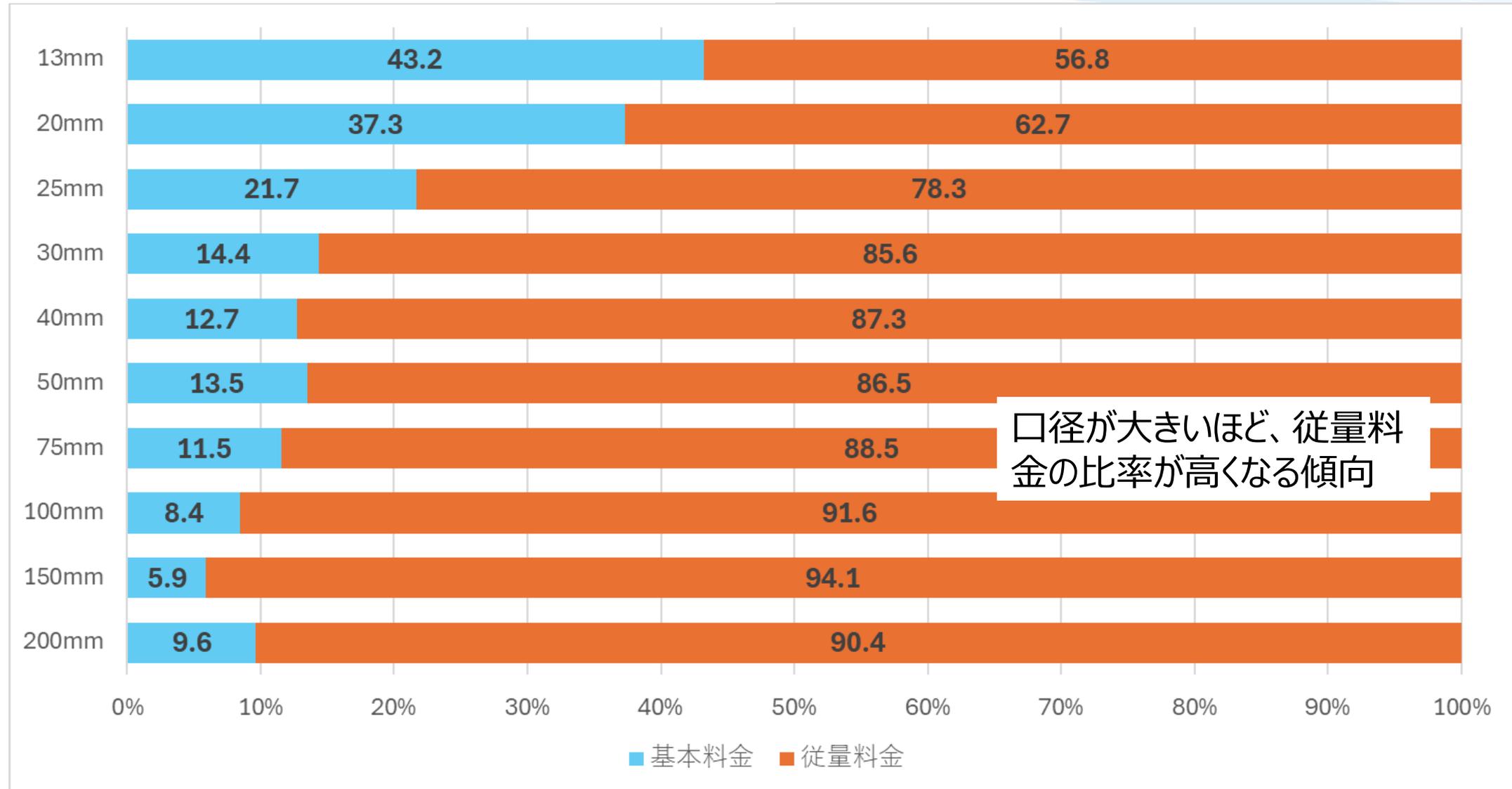
水道料金算定要領に基づき算定した場合  
基本料金39.2%：従量料金60.8%



「水道料金算定要領」に基づき算定した構成比と比較すると、高松事業体の料金体系は、**従量料金に比重がかかった構造**となっている

## 2 - ③ 料金体系の課題

### ・口径別の基本料金と従量料金の比率



## 2 - ③ 料金体系の課題

### 最近の水道料金改定事業体の基本料金と従量料金の割合（予定含む）

事業体		改定時期	基本料金と従量料金の割合 (料金改定前)	基本料金と従量料金の割合 (料金改定後)
都道府県	事業体名			
岡山県	岡山市	R6.4 R8.4	30.8 : 69.2	33.7 : 66.3
神奈川県	神奈川県営	R6.10 R7.10 R8.10	24.0 : 76.0	41.0 : 59.0 (段階的な引き上げが提言されている)
大阪府	高槻市	R7.10	30.5 : 69.5	33.7 : 66.3
千葉県	千葉県営	R8.4	25.4 : 74.6	26.5 : 73.5
富山県	富山市	R8.4	16.2 : 83.8	27.1 : 72.9
愛知県	北名古屋水道企業団	R8.4	27.9 : 72.1	30.2 : 69.8
長崎県	佐世保市	R8.4 R9.4 R10.4	35.0 : 65.0	35.0 : 65.0 (基本料金、従量料金ともに一律改定)

## 2 - ③ 料金体系の課題

### ○従量料金

使用水量に応じた料金であり、一般的に「逦増型」、「逦減型」、「均一型」に区別  
(ただし、水道料金算定要領では「均一型」が原則であり、「逦増型」は経過措置として位置付け)

- ・統一料金では、「逦増型」の従量料金体系を基本とする（基本方針⑤）  
(逦増型とは、使用水量が多くなるほど単価が高くなる料金設定方法)

水需要の減少下では、特に大口使用者を対象に水需要の減少を上回る速さで  
収入減を招くことが危惧される

## 2 - ③ 料金体系の課題

《 近隣事業体との逓増度比較 - 口径13mm、1か月10m<sup>3</sup>使用時の場合 - 》

【税抜】（単位：円）

※令和8年3月現在

事業体名	用途	口径13mm 1か月10m <sup>3</sup> 使用時の料金				左の1m <sup>3</sup> 当りの基本単価 (イ) =(ア÷10)	従量料金の最低単価 (ウ)	従量料金の最高単価 (エ)	逓増度1 (オ) =(エ÷イ)	逓増度2 (カ) =(エ÷ウ)
		基本料金	従量料金	メーター使用料	計(ア)					
松山市	一般用	900	509		1,409	140.9	50.9	264.5	1.88	5.2
※徳島市	一般用	589	260	66	915	91.5	130	203.6	2.23	1.57
高知市	一般用	810	354		1,164	116.4	10	335	2.88	33.5
岡山市	専用栓	840	300		1,140	114	30	231	2.03	7.7
広島市	家事用	760	50		810	81	5	241	2.98	48.2

※徳島市は基本料金に8m<sup>3</sup>までの水量を含む

香川県 (高松)	一般用	1,000	400		1,400	140	40	240	1.71	6.0
-------------	-----	-------	-----	--	-------	-----	----	-----	------	-----

## 2 - ③ 料金体系の課題

### ○課題解決の方向性

#### 料金構造（基本料金と従量料金の割合）

- ・料金収入の安定性を確保するため、水需要の増減に収入が影響されにくい割合を検討  
⇒水道料金算定要領に基づき算定される割合を参考にしつつ、**現在の高松事業体の基本料金比率以上とする**

#### 従量料金（逡増度の割合）

- ・料金収入の安定性を確保するため、水需要の増減に収入が影響されにくい割合を検討
- ・各料金区分の単価は、需要者間の負担の公平性にも配慮  
⇒各事業体の状況を踏まえながら、大口使用者と小口使用者間の公平性に配慮することにより、**逡増度の割合を小さく（緩和）する**

## 2 - ④ 料金体系検討案

### ○料金体系の検討案について

#### 検討案 1 従量料金逡増度緩和型 A (緩和小)

香川県水道広域化基本計画（平成29年8月）において、「水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする」とされているため、現在の高松料金体系をベースに逡増度をやや緩和したものを検討案 1 とする

#### 検討案 2 従量料金逡増度緩和型 B (緩和大)

従量料金の逡増度は検討案 1 よりも緩和しつつも、小口使用者への過度な負担増とならないように基本料金割合を検討案 1 と同様としたものを検討案 2 とする

#### 検討案 3 基本料金割合増加・従量料金逡増度緩和型

大口使用者と小口使用者間の公平性の観点から、ベースとなる高松料金体系の基本料金割合を水道料金算定要領に基づき算定した39.2%に高めるとともに、従量料金の逡増度を検討案 2 と同等に緩和したものを検討案 3 とする

## 2 - ④ 料金体系検討案

### ○検討方法

- 料金体系の検討については、「1.料金水準」における検討案（P8）の一括改定パターンを想定して行う
- 一括改定パターンには、最高改定率37.0%（5年の検討案1）から最低改定率27.0%（3年の検討案2）まで10%の幅があり、改定率の大きさに応じて影響の度合いも変動するが、料金体系の検討においてはいずれも同様の傾向を示すため、中間的な位置づけである30.5%（4年の検討案2）をケーススタディの対象とする
- なお、主な口径の水量別の影響については、代表例として算出した30.5%のケースに加え、最高改定率37.0%および最低改定率27.0%のケースについても特徴を整理し、参考として併記する

## 2 - ④ 料金体系検討案

### 検討ケース

ケース	平均改定率	料金比率 (基本：従量)	逡増度 (Φ13の逡増度)
<b>検討案 1</b> (従量料金逡増度緩和型 A (緩和小))	30.5% (27.0~37.0%)	33.5 : 66.5	5.5程度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金の改定率は全口径一律</li> <li>・従量料金は最高単価の上げ幅が高く、他案より逡増度が大きい</li> </ul>	
<b>検討案 2</b> (従量料金逡増度緩和型 B (緩和大))		33.5 : 66.5	5.0程度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金は大口徑ほど減額調整している</li> <li>・従量料金は最低単価の改定率が高く、最高単価は案 1 よりも改定率が低いため、検討案 1 と比較して逡増度が小さい</li> </ul>		
<b>検討案 3</b> (基本料金割合増加・従量料金逡増度緩和型)	39.2 : 60.8 (水道料金算定要領基準)	5.0程度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金の改定率は全口径一律で改定率は他案より大きい</li> <li>・従量料金の改定率を他案よりも抑制しており、また、水量区分が大きいほど改定率が低い</li> </ul>		

※現状の料金比率 基本：従量 = 33.5 : 66.5

# 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

## ○検討案（一括：4年：30.5%）

用途	軸となる高松の現行料金				【参考：基本】現行料金（一律値上げ）				検討案1				検討案2				検討案3			
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金		口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金	
			水量 (m³)	単価 (円)			水量 (m³)	単価 (円)			水量 (m³)	単価 (円)			水量 (m³)	単価 (円)			水量 (m³)	単価 (円)
一般用	13	1,000	1 ~ 10	40	13	1,240	1 ~ 10	50	13	1,240	1 ~ 10	53	13	1,321	1 ~ 10	56	13	1,449	1 ~ 10	51
			11 ~ 20	130			11 ~ 20	161			11 ~ 20	161			11 ~ 20	168			11 ~ 20	154
			21 ~ 100	200			21 ~ 100	247			21 ~ 100	247			21 ~ 100	242			21 ~ 100	222
	20	2,000	101 ~	240	20	2,479	101 ~	297	20	2,479	101 ~	291	20	2,454	101 ~	280	20	2,897	101 ~	256
	25	3,000	1 ~ 20	130	25	3,719	1 ~ 20	161	25	3,719	1 ~ 20	161	25	3,587	1 ~ 20	168	25	4,346	1 ~ 20	154
	30	-	21 ~ 100	200	30	5,122	21 ~ 100	247	30	5,122	21 ~ 100	247	30	4,059	21 ~ 100	242	30	5,986	21 ~ 100	222
	40	7,600	101 ~	240	40	9,422	101 ~	297	40	9,422	101 ~	291	40	4,531	101 ~	280	40	11,009	101 ~	256
	50	16,000			50	19,835			50	19,835			50	7,551			50	23,177		
	75	34,000			75	42,150			75	42,150			75	16,047			75	49,250		
100	62,000			100	76,862			100	76,862			100	29,262			100	89,809			
150	160,000			150	198,353			150	198,353			150	83,065			150	231,766			
200	-			200	386,473			200	386,473			200	147,252			200	451,575			
料金収入見込み (R10)		-				-				241億円				241億円				241億円		
比率（基本料金：従量料金）		33.5：66.5				33.5：66.5				33.5：66.5				33.5：66.5				39.2：60.8		
通増度（φ13, φ20）		6(240円/40円)				5.94(297円/50円)				5.49(291円/53円)				5(280円/56円)				5.02(256円/51円)		
通増度（φ25～）		1.85(240円/130円)				1.84(297円/161円)				1.81(291円/161円)				1.67(280円/168円)				1.66(256円/154円)		

### 【各案をベースに試算】

料金（φ13 10m³ 1か月）	1,400円		1,740円		1,770円		1,881円		1,959円
料金（φ13 20m³ 1か月）	2,700円		3,350円		3,380円		3,561円		3,499円
料金（φ20 20m³ 1か月）	3,700円		4,589円		4,619円		4,694円		4,947円
料金（φ50 1000m³ 1か月）	250,600円		310,115円		304,715円		282,271円		274,417円

## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

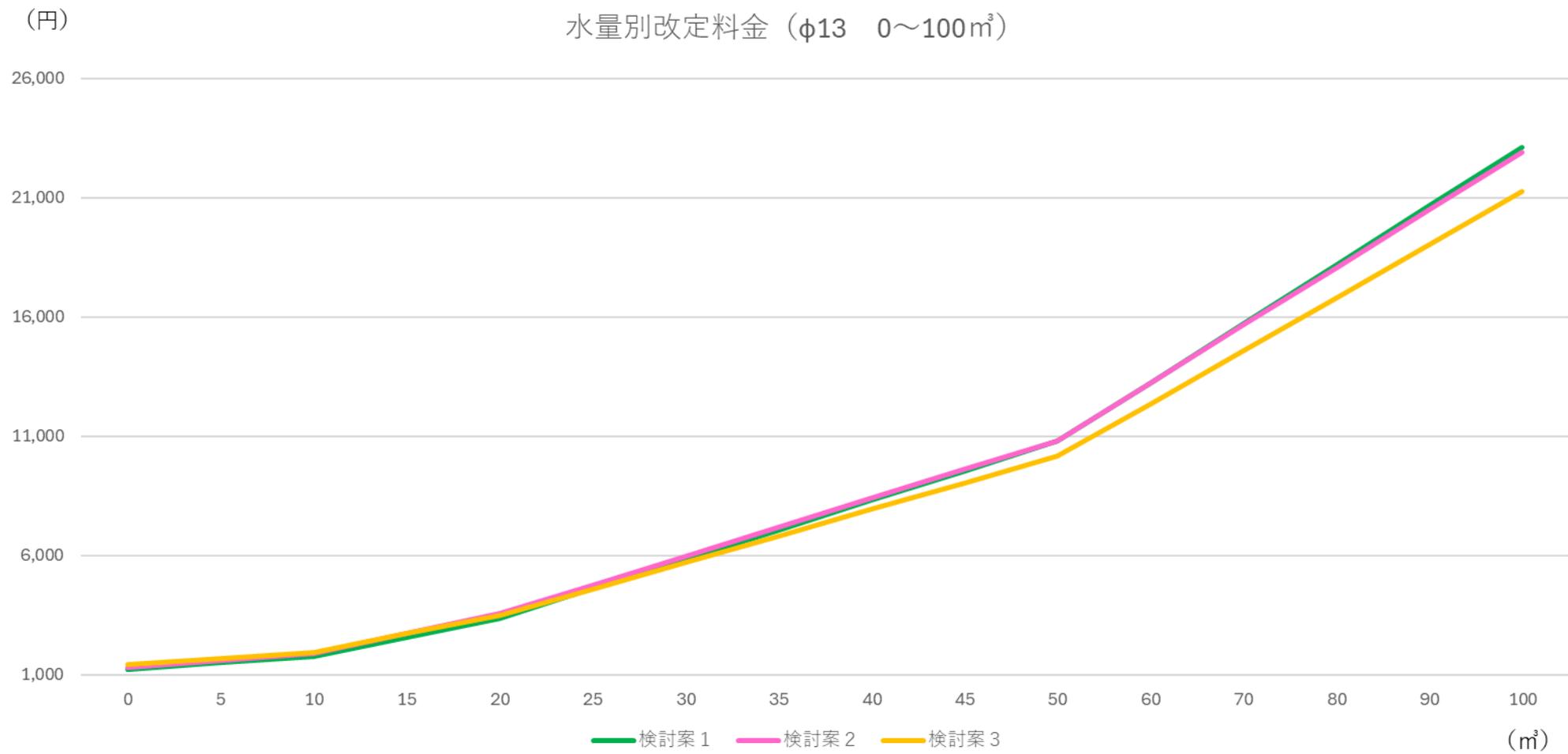
### ○検討案の特徴 改定率30.5%

	検討案 1 (従量料金逦増度緩和型 A (緩和小))	検討案 2 (従量料金逦増度緩和型 B (緩和大))	検討案 3 (基本料金割合増加・従量料金逦増度緩和型)
特 徴 (影響)	<p>【φ13】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60m<sup>3</sup>以上では最も高価</li> <li>・ 20m<sup>3</sup>以下は最も安価</li> </ul> <p>【φ20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 35m<sup>3</sup>以上では最も高価</li> <li>・ 10m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>は最も安価</li> </ul> <p>【φ50】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 200m<sup>3</sup>以上では最も高価</li> </ul>	<p>【φ13】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20m<sup>3</sup>~50m<sup>3</sup>では最も高価</li> </ul> <p>【φ20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10m<sup>3</sup>以下は最も安価</li> </ul> <p>【φ50】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 600m<sup>3</sup>以下は最も安価</li> </ul>	<p>【φ13】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15m<sup>3</sup>以下では最も高価</li> <li>・ 25m<sup>3</sup>以上では最も安価</li> </ul> <p>【φ20】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30m<sup>3</sup>以下は最も高価</li> <li>・ 35m<sup>3</sup>以上では最も安価</li> </ul> <p>【φ50】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100m<sup>3</sup>以下は最も高価</li> <li>・ 700m<sup>3</sup>以上では最も安価</li> </ul>

※後述グラフの横軸の値（使用水量）を基に記載

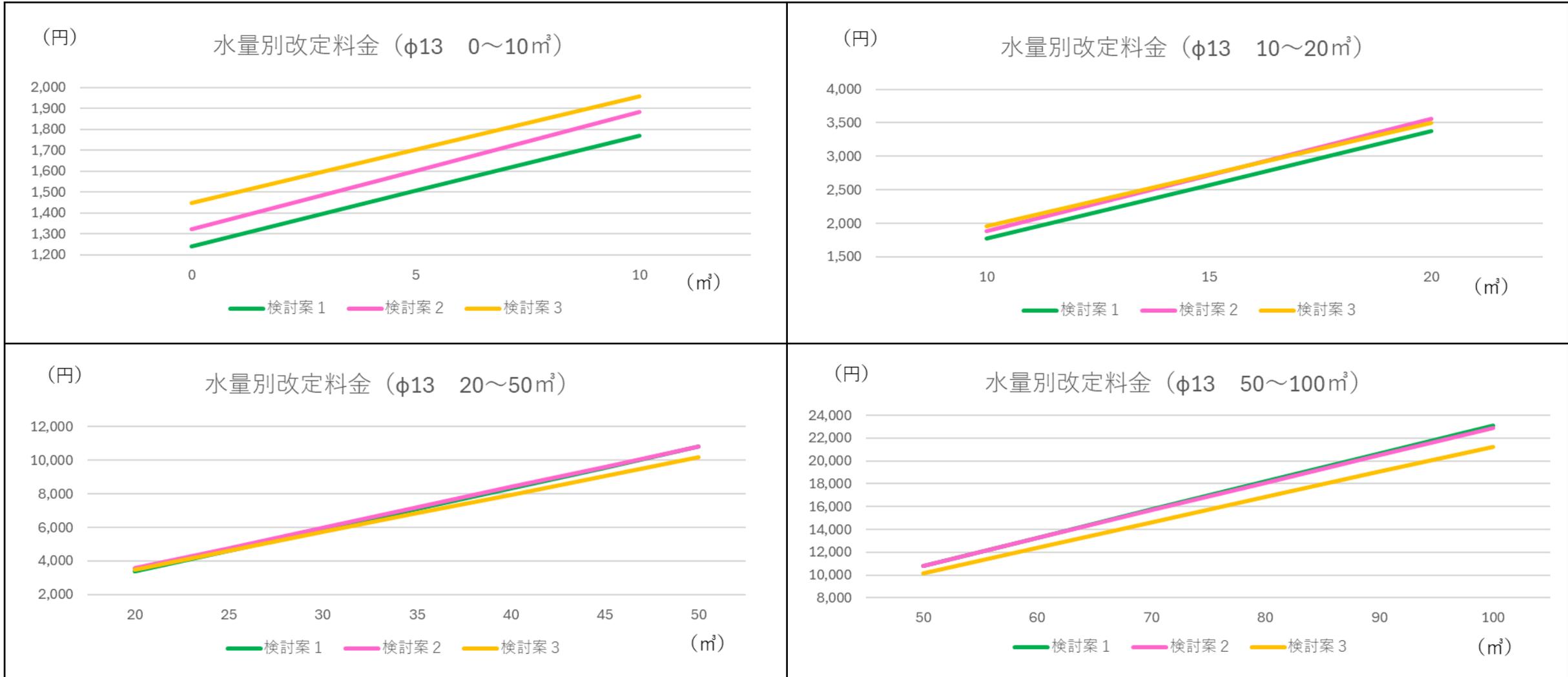
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○改定率30.5%の場合の料金 (φ13)



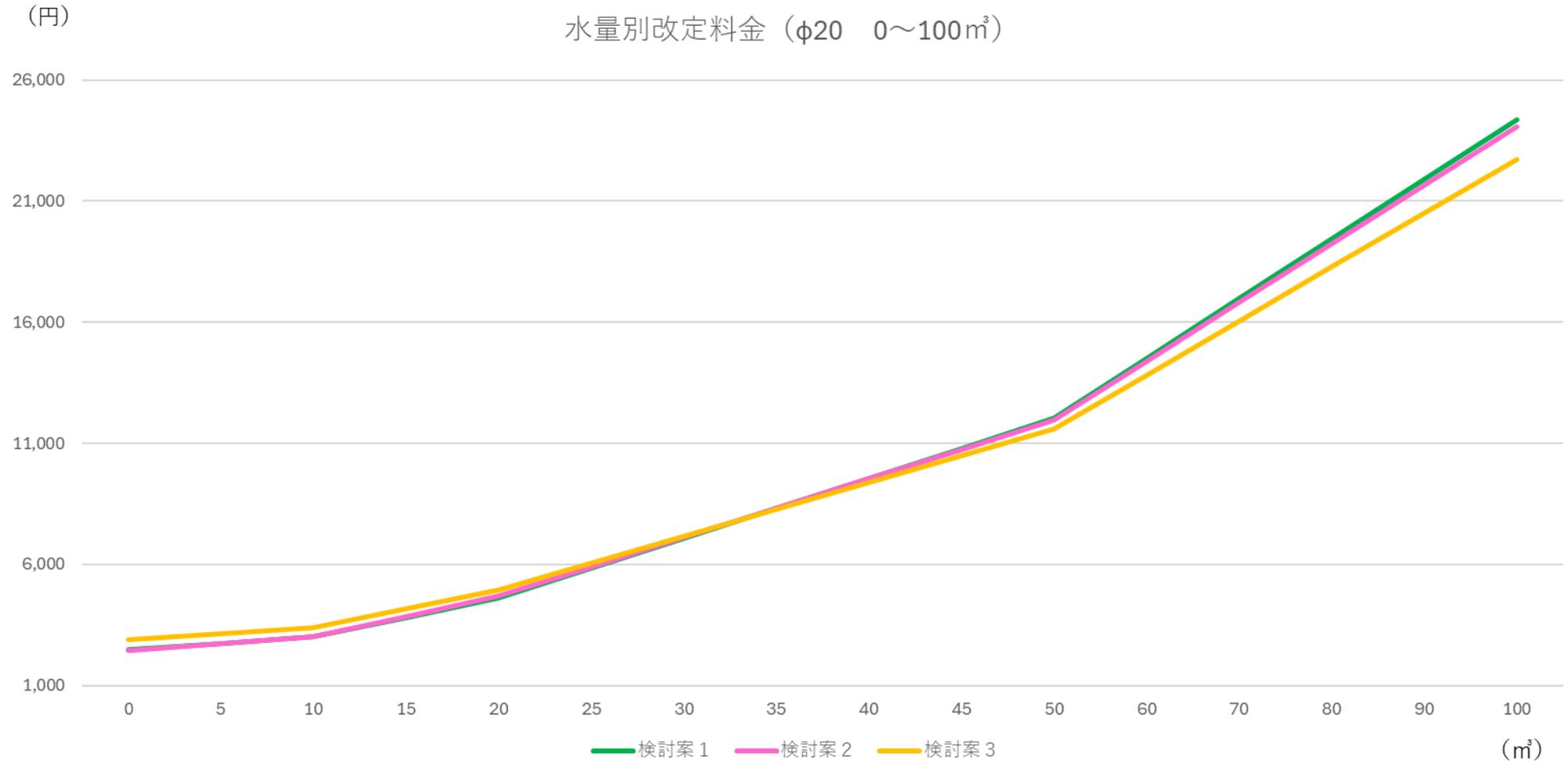
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○改定率30.5%の場合の料金 (φ13)



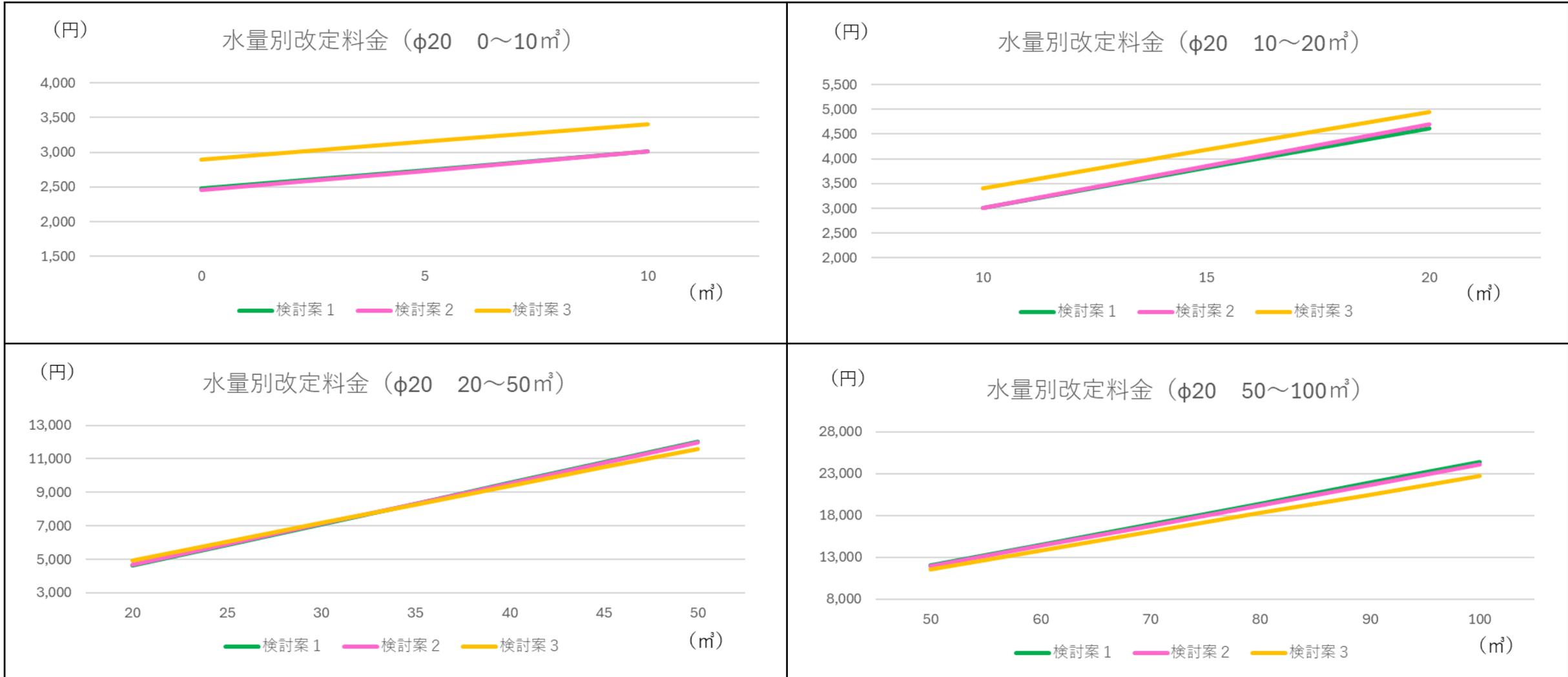
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○ 改定率30.5%の場合の料金 (φ20)



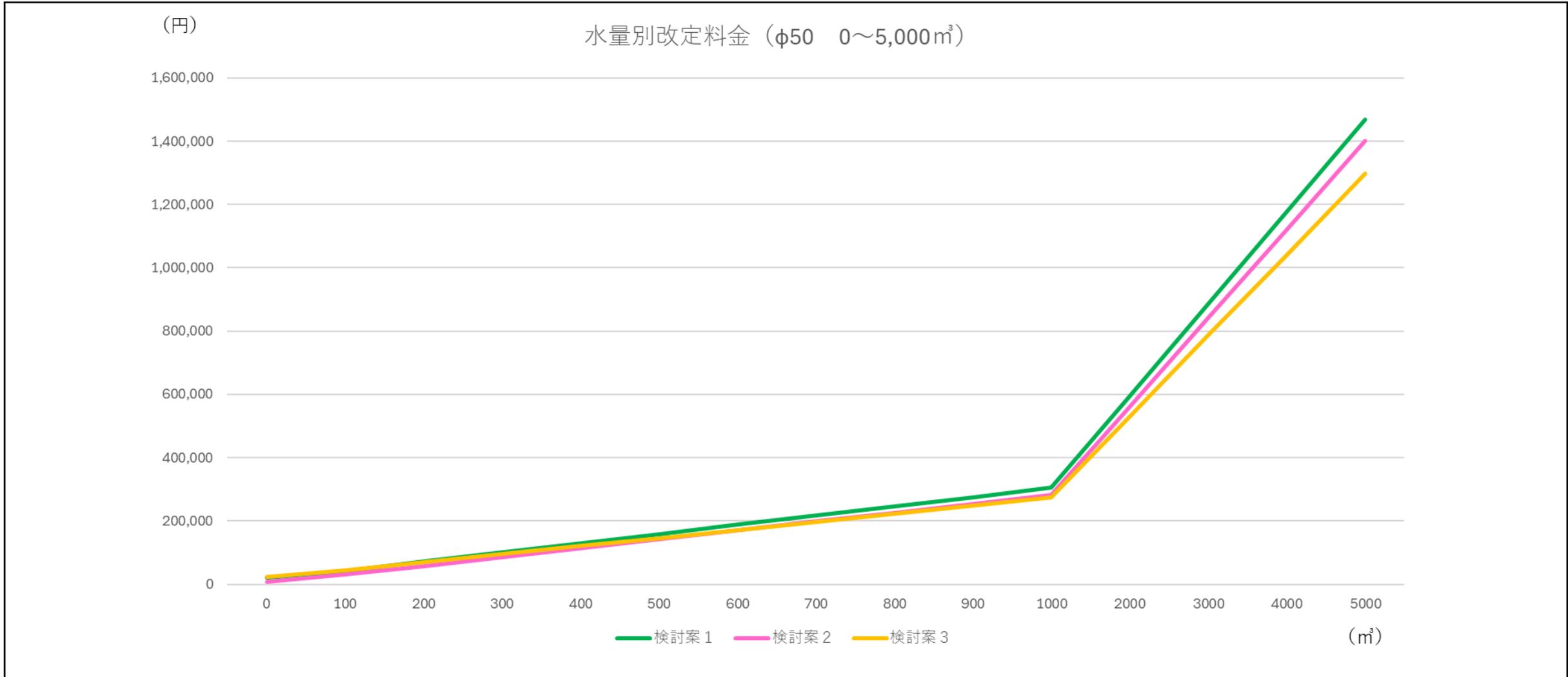
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○改定率30.5%の場合の料金 (φ20)



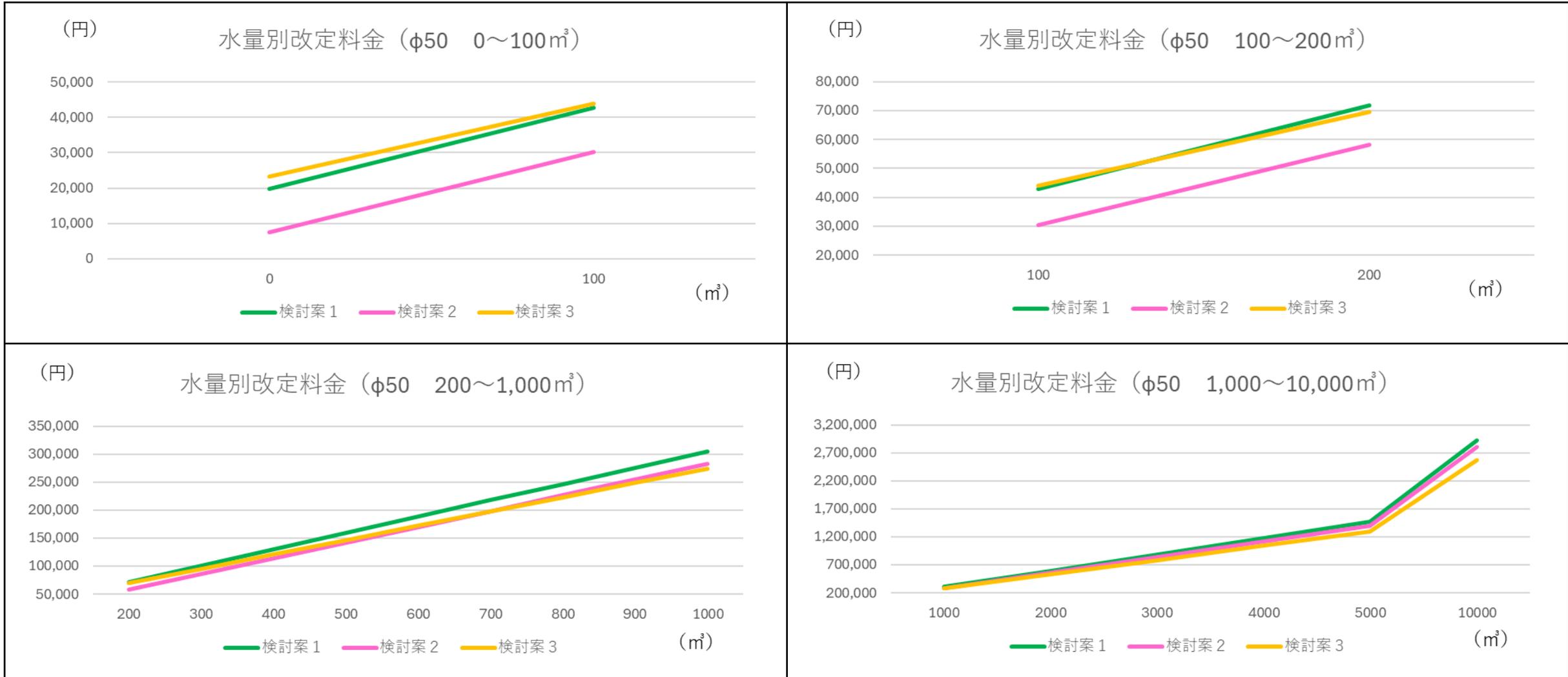
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○ 改定率30.5%の場合の料金 (φ50)



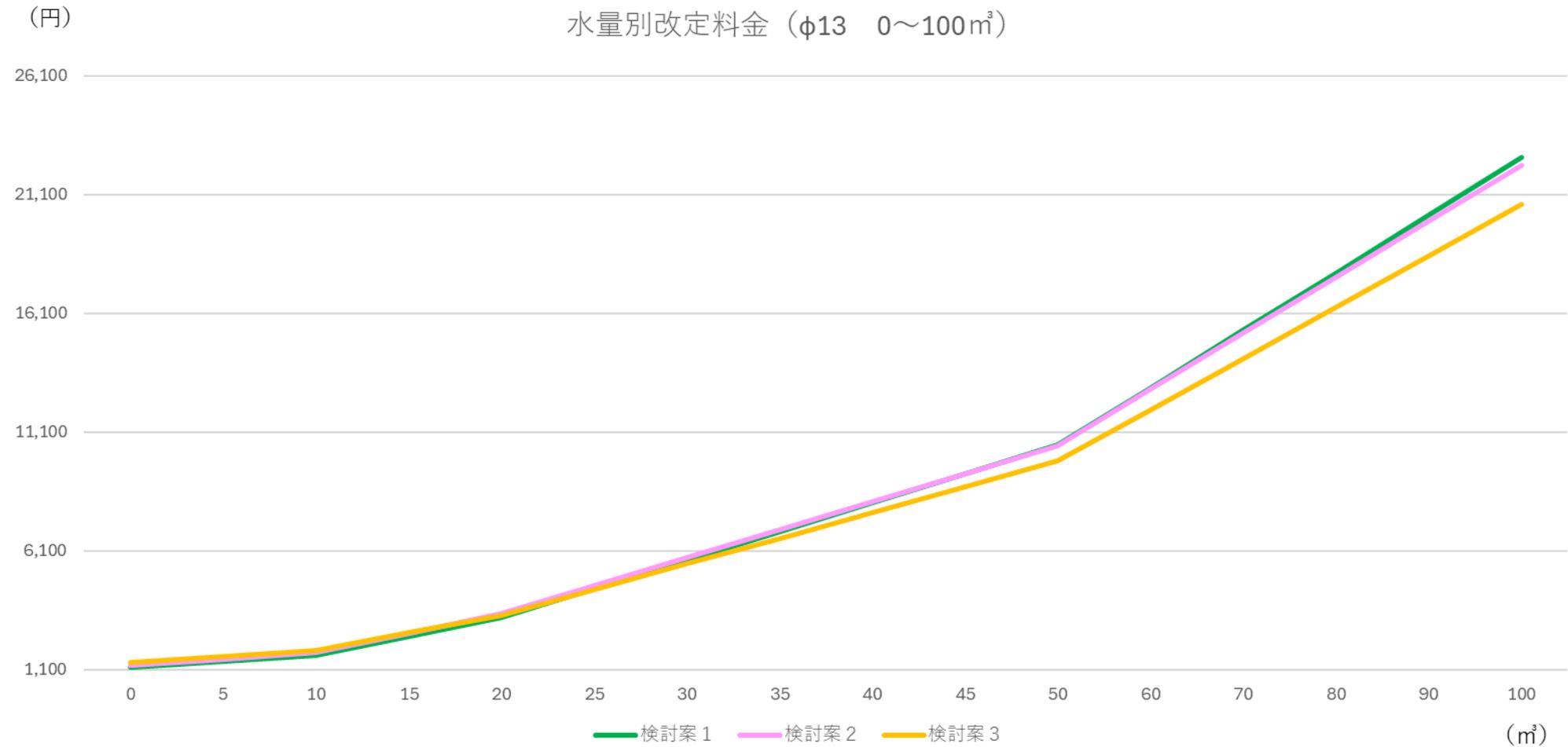
## 2 - ⑤ 料金体系検討案の比較

### ○改定率30.5%の場合の料金 (φ50)



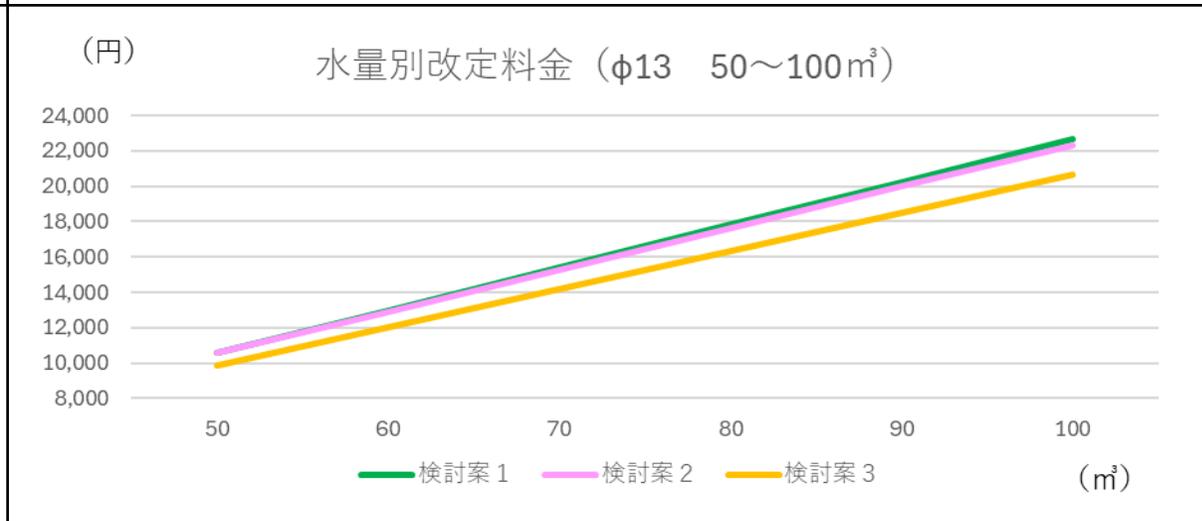
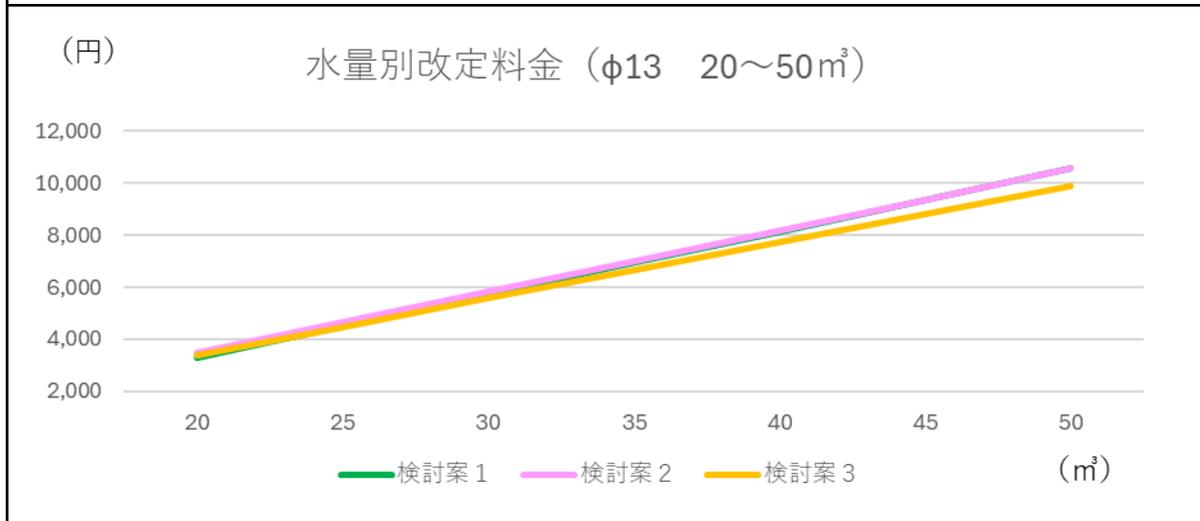
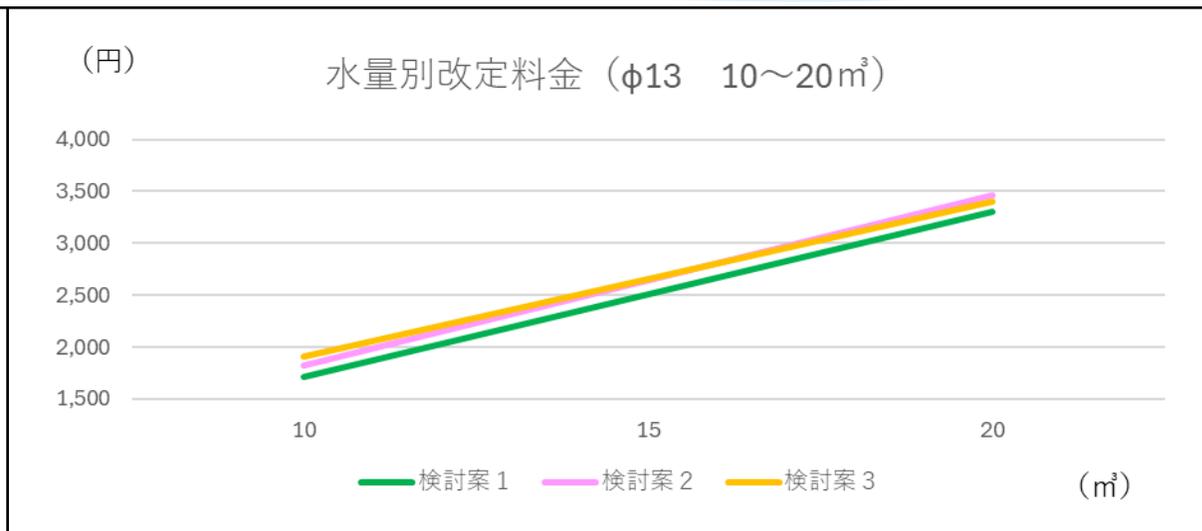
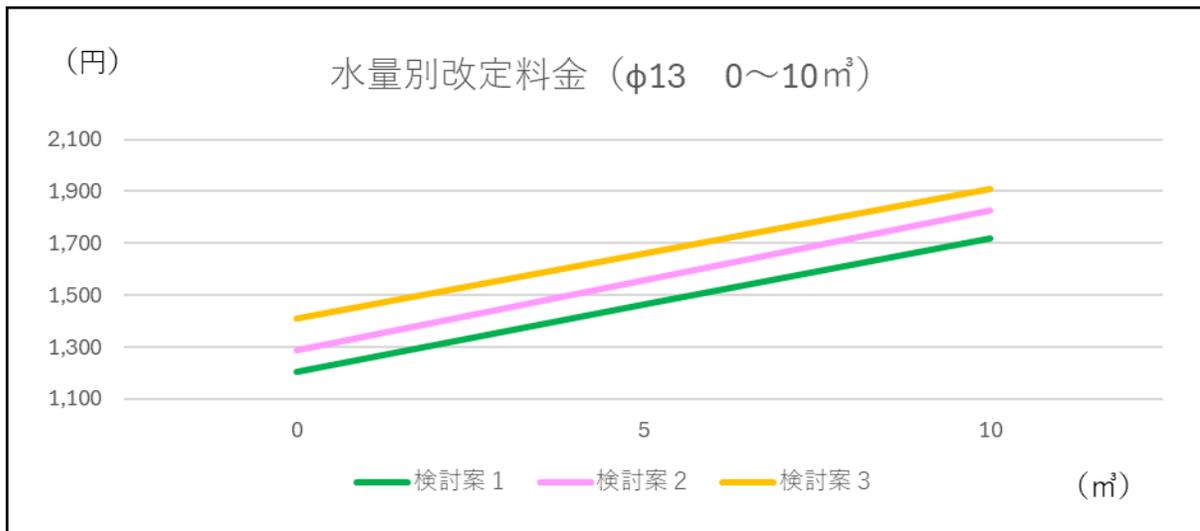
# 【参考】料金体系検討案

## ○【参考】改定率27%の場合の料金 (φ13)



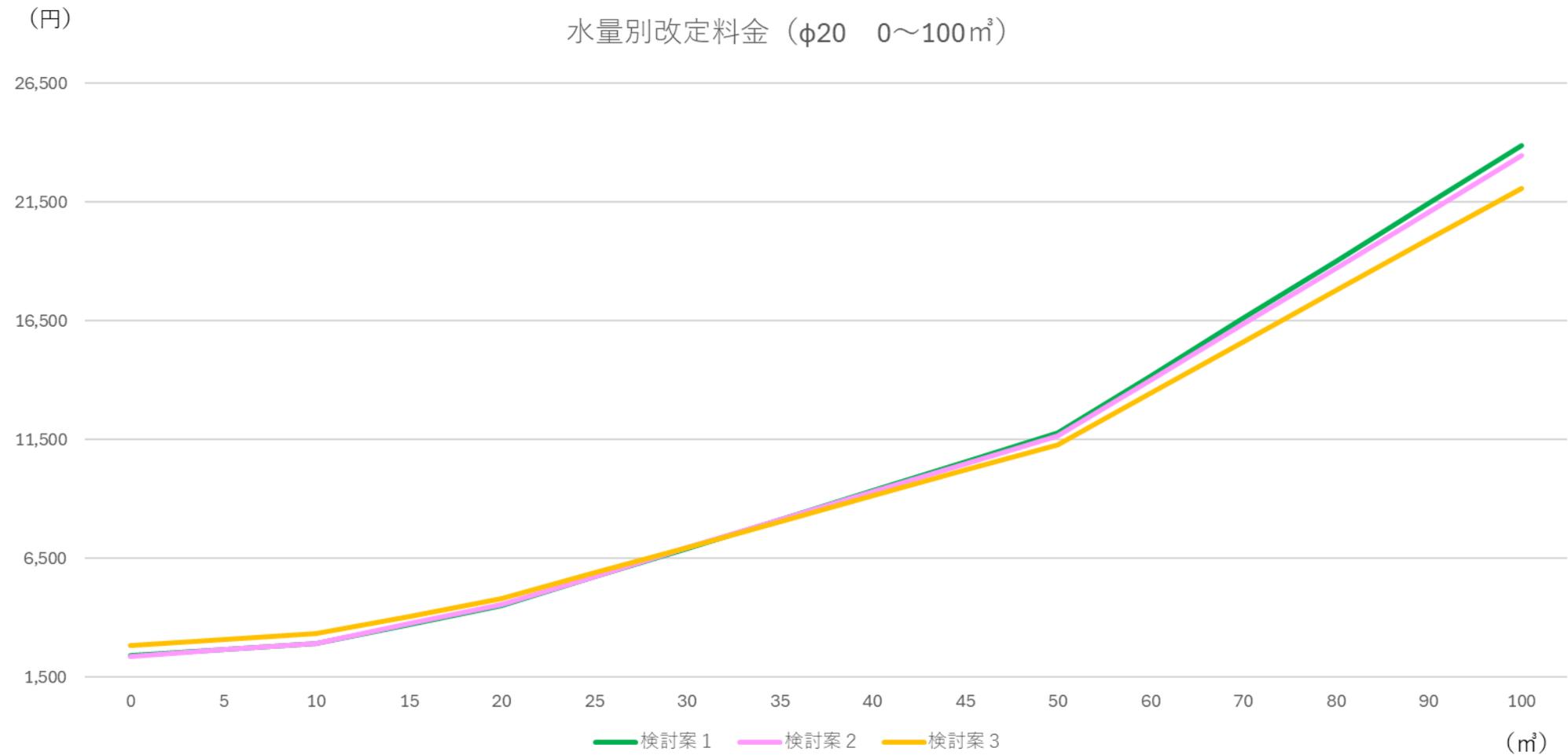
# 【参考】料金体系検討案

## ○【参考】改定率27%の場合の料金 (φ13)



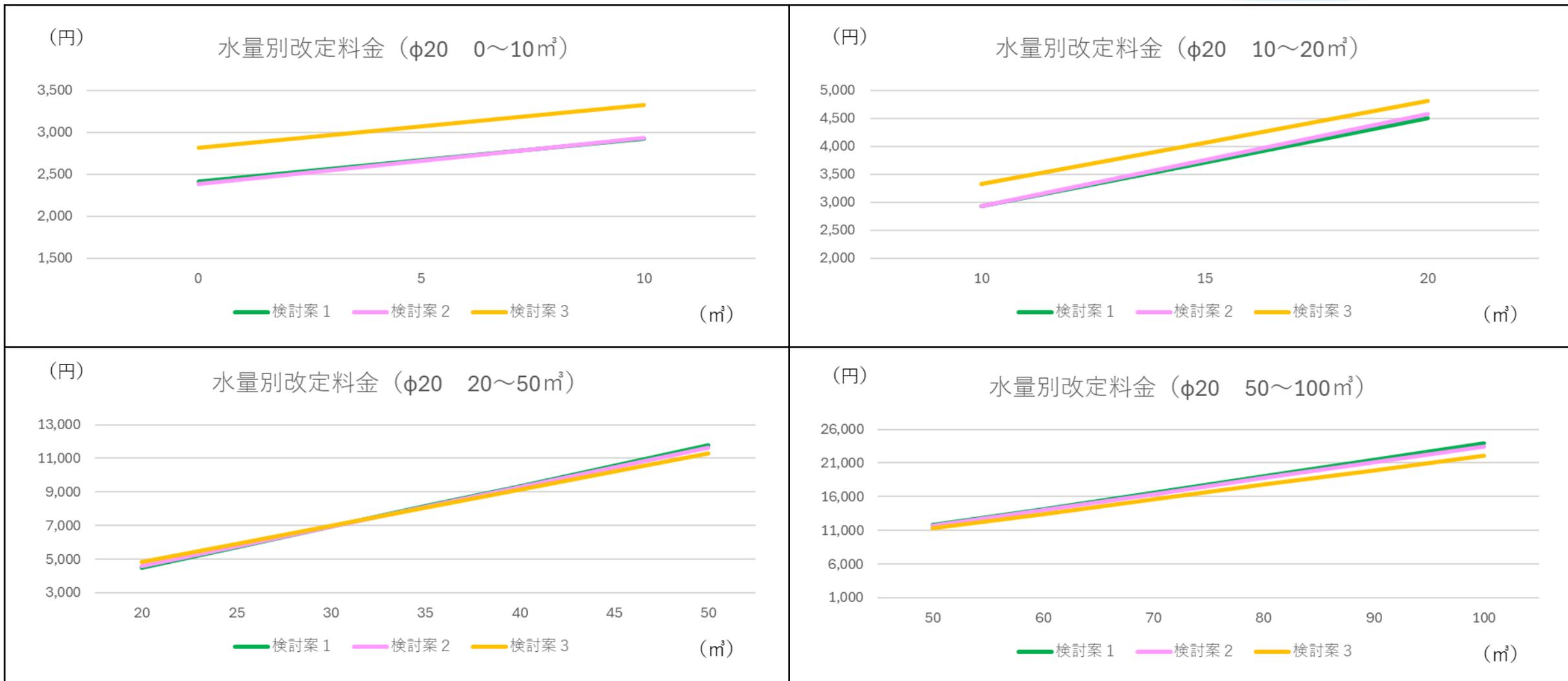
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率27% の場合の料金 (φ20)



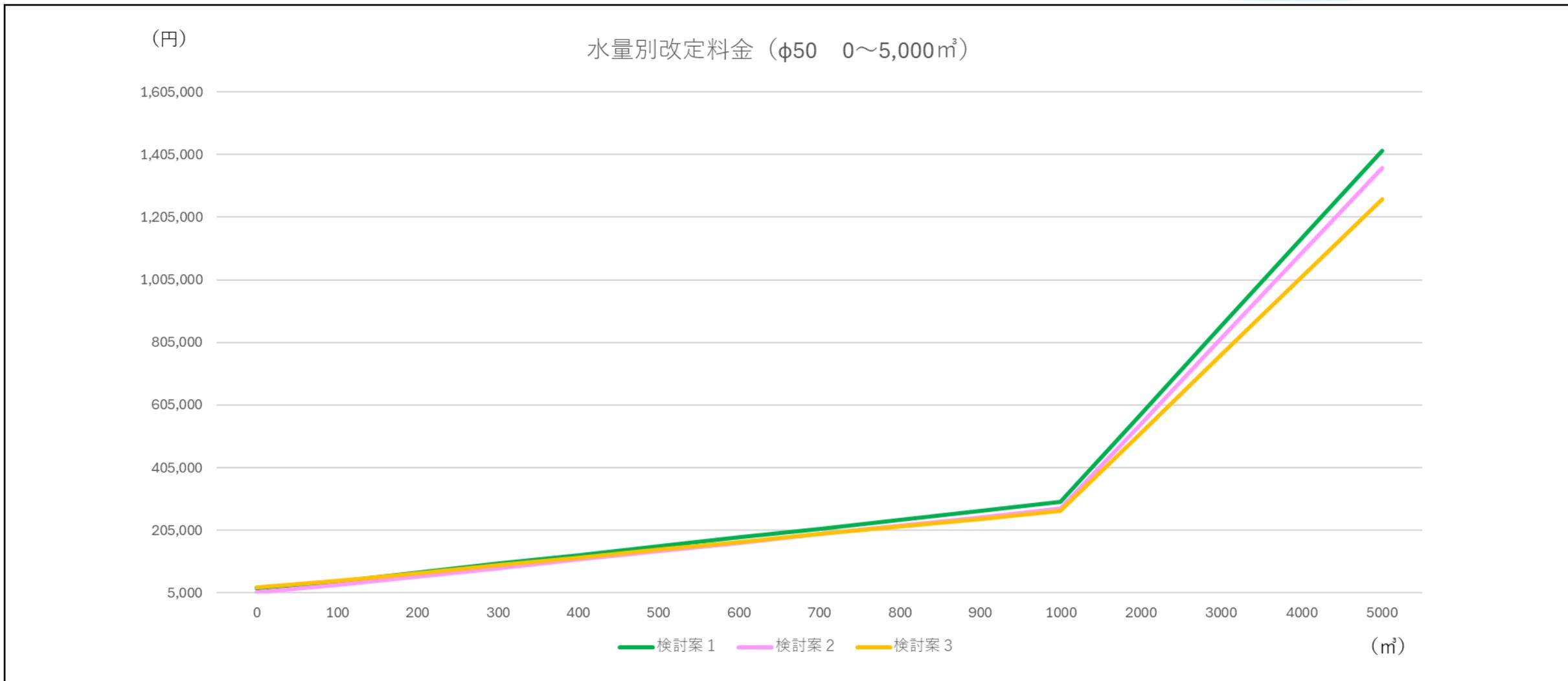
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率27% の場合の料金 (φ20)



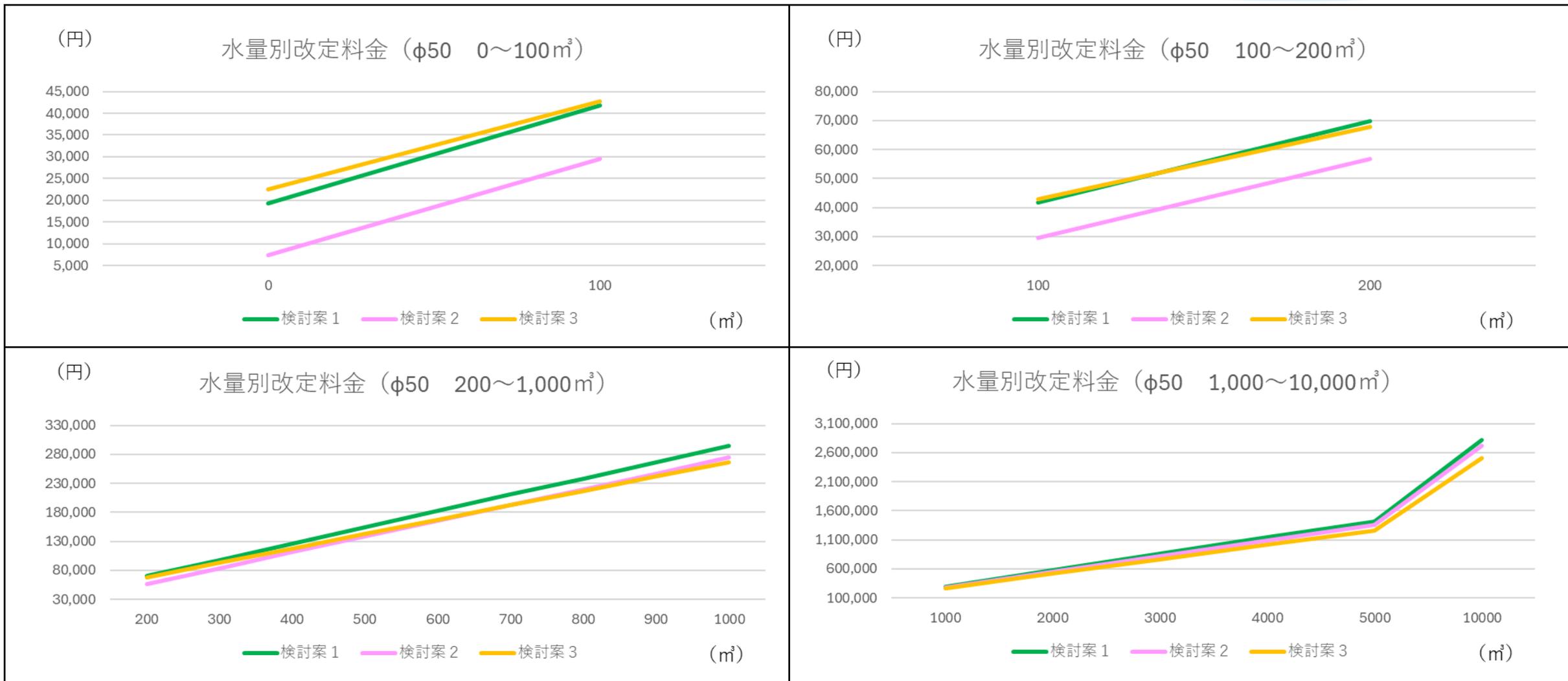
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率27% の場合の料金 (φ50)



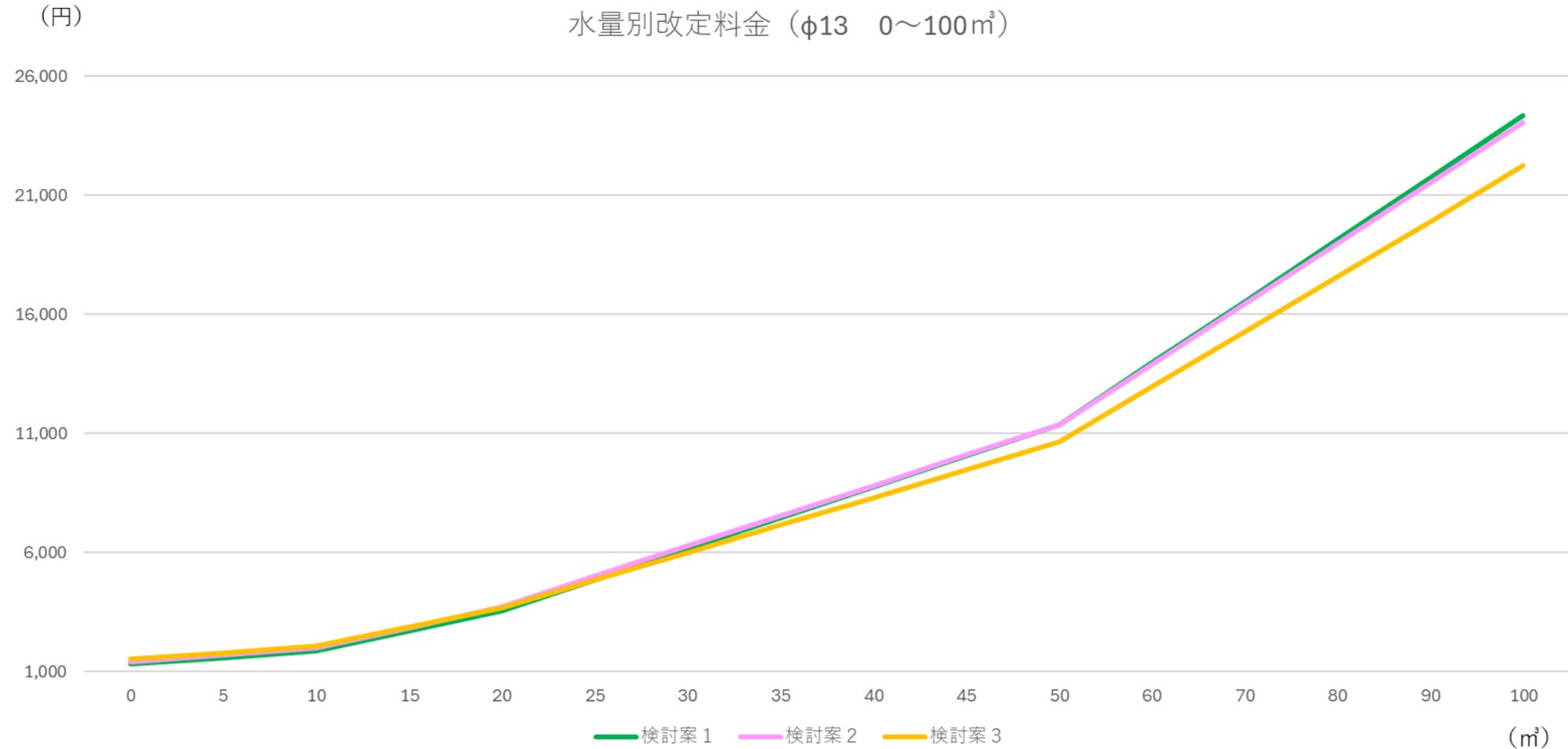
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率27% の場合の料金 (φ50)



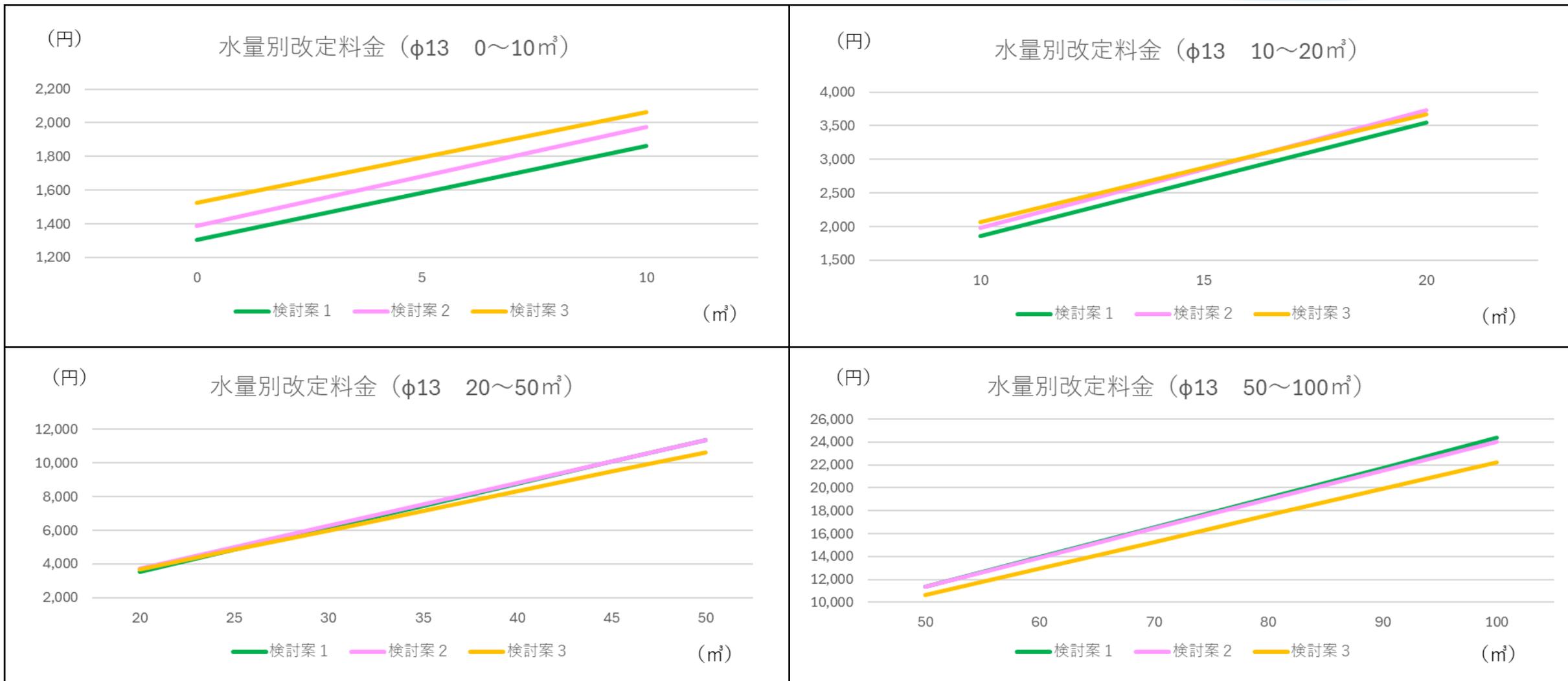
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ13)



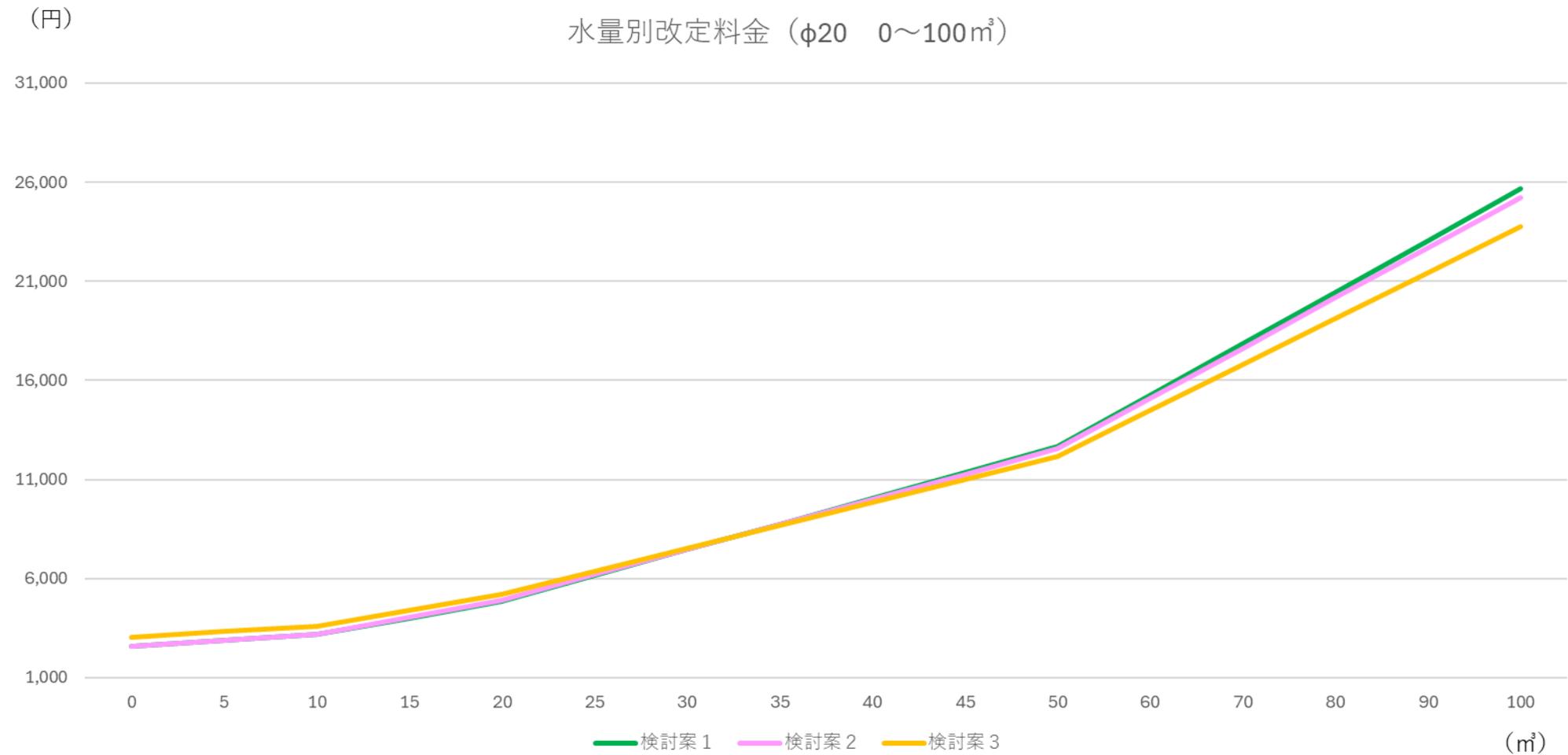
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ13)



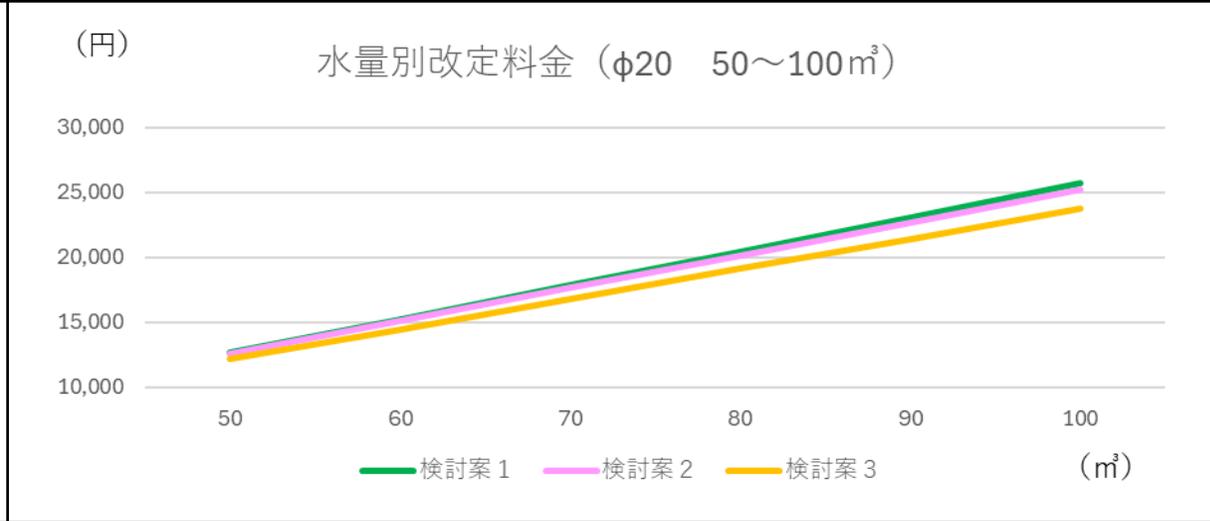
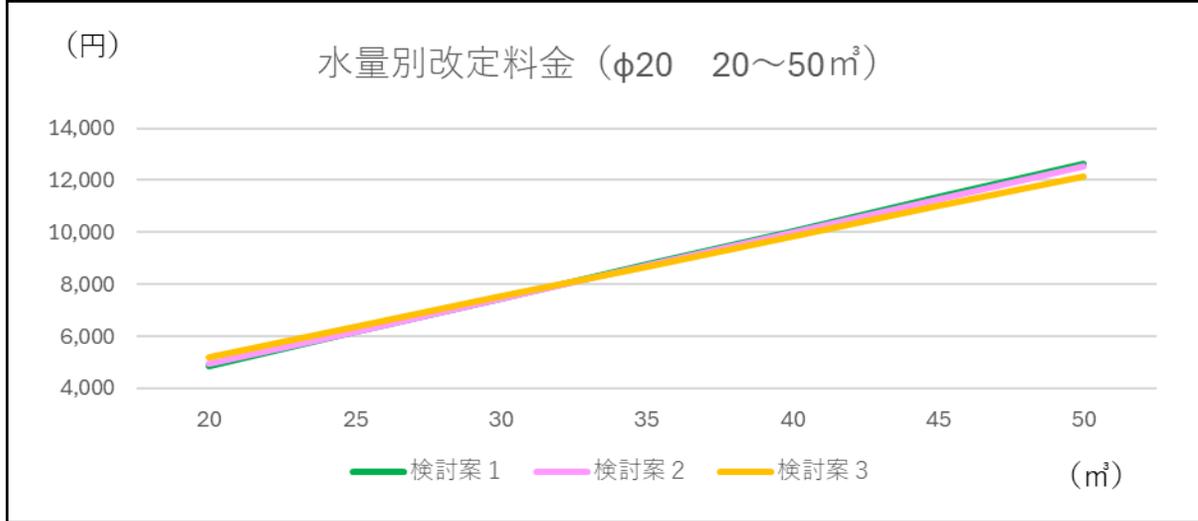
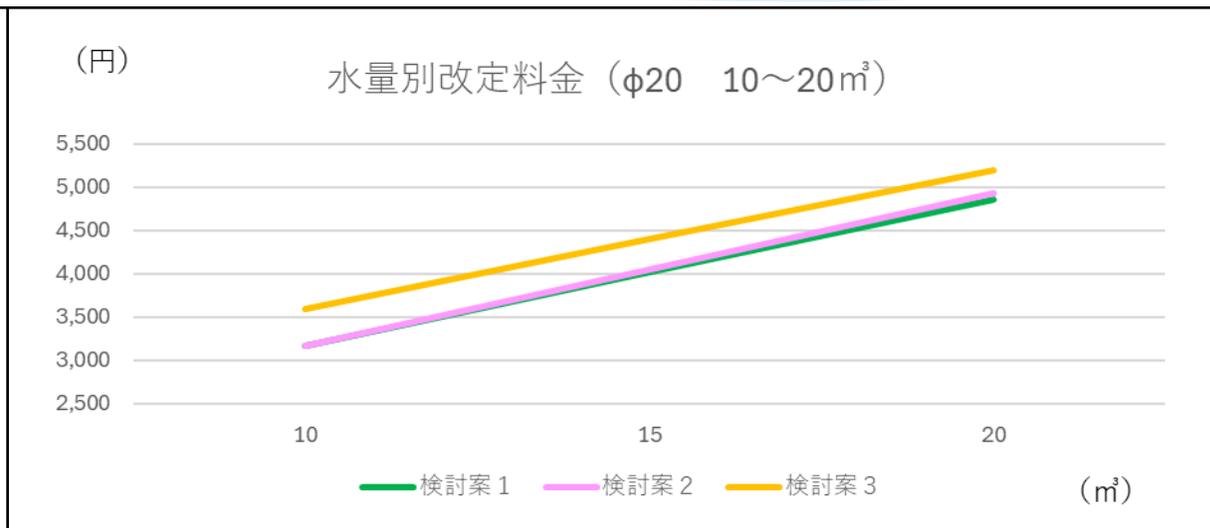
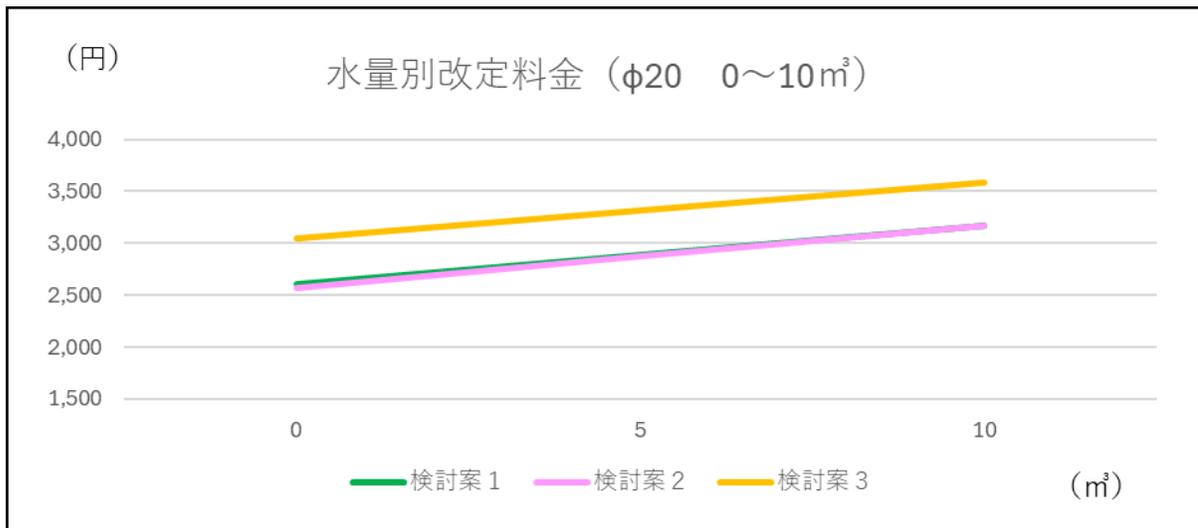
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ20)



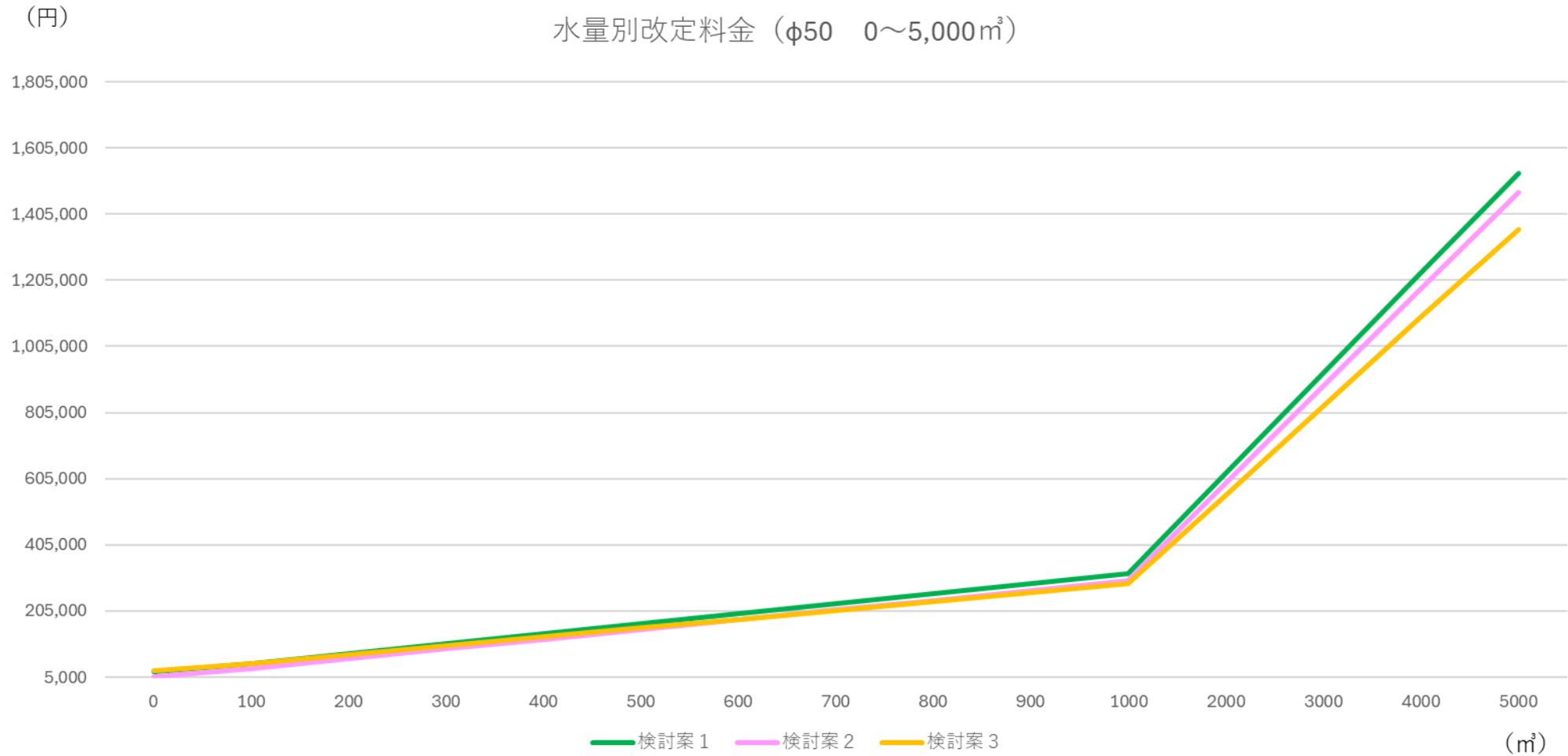
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ20)



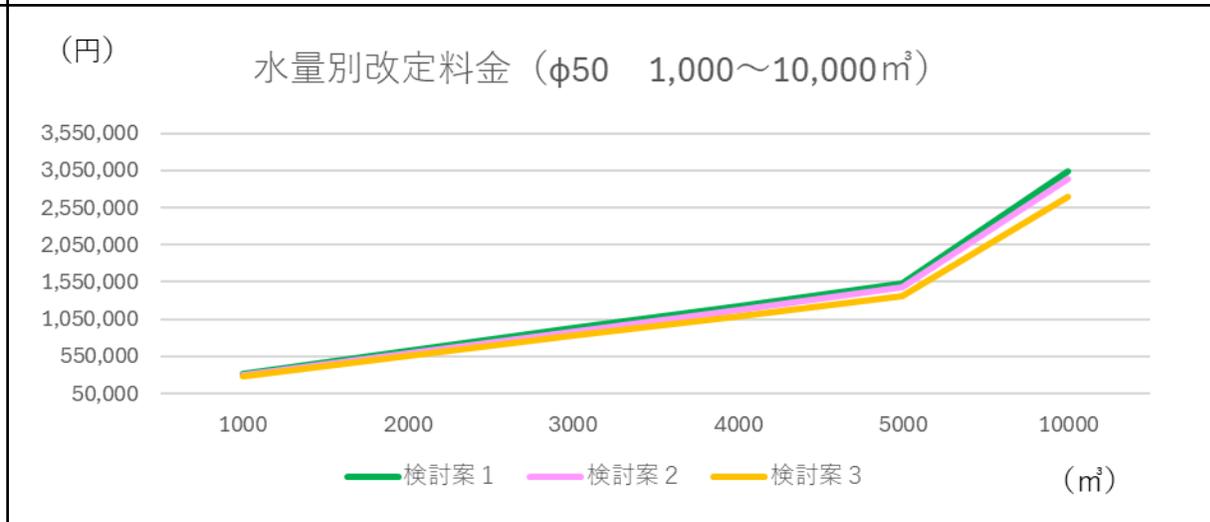
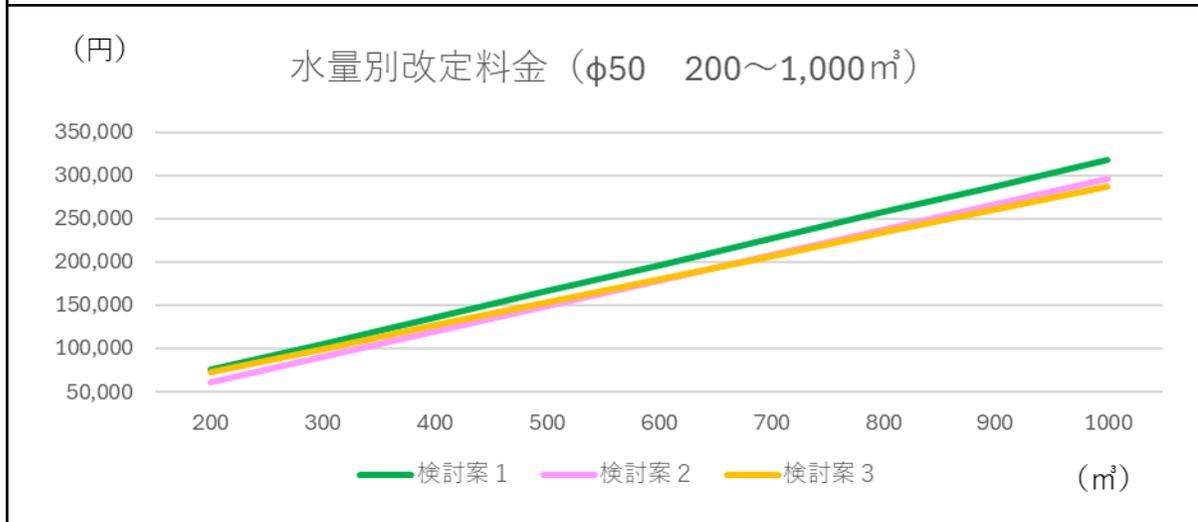
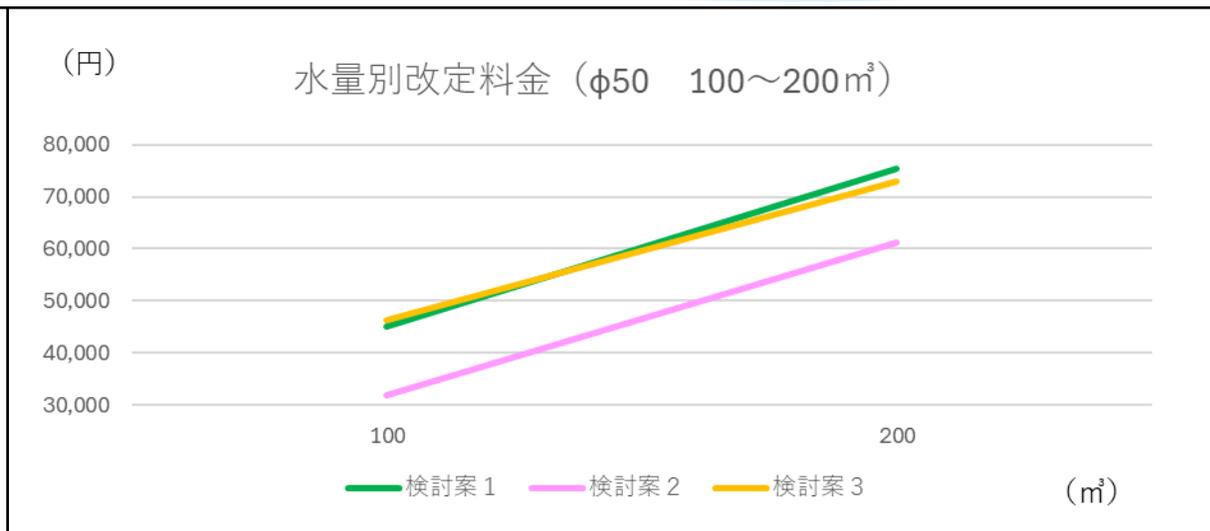
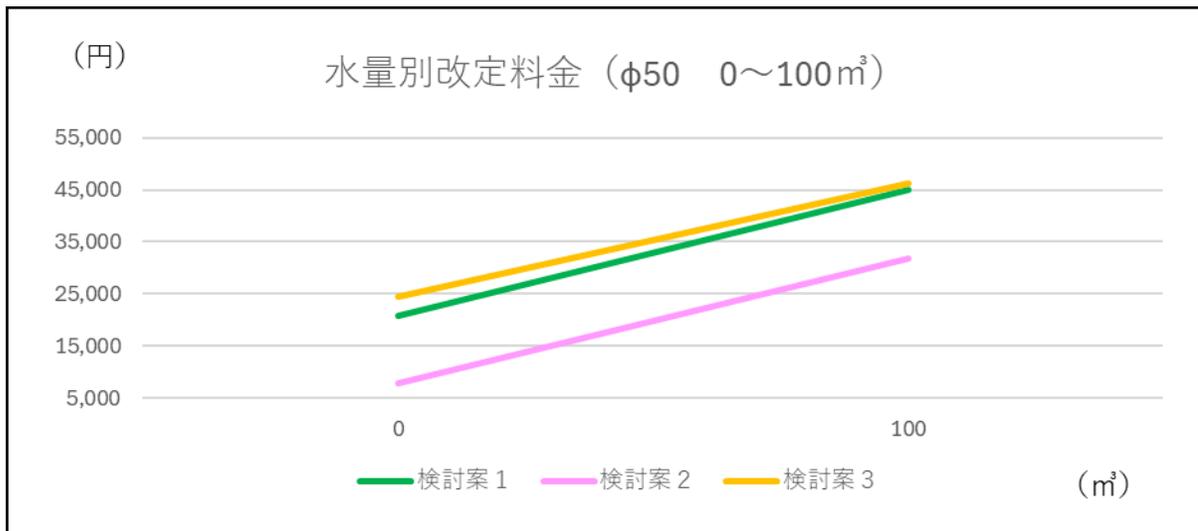
# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ50)



# 【参考】料金体系検討案

## ○ 【参考】改定率37%の場合の料金 (φ50)



## 2 - ⑥ 料金体系の審議事項について

### ①料金体系検討案（33P）について

#### （1）基本料金の割合について

（論点）直近（令和6年度）の各団体の料金を高松市料金に置換えた基本料金の割合は33.5%であるが、令和10年度の料金統一に際して基本料金はどの程度の割合とするか。例えば、「33.5%以上」を目標とする案はどうか。

#### （2）従量料金の逡増度について

（論点）現在の高松市の従量料金の逡増度は「最高240 円/m<sup>3</sup>÷最低40 円/m<sup>3</sup> = 6.00」となっているが、どの程度緩和するか。例えば、「5.50程度以下」を目標とする案はどうか

## 2-⑥ 料金体系の審議事項について

### ○湯屋（公衆浴場）用の料金体系案

湯屋（公衆浴場）用の基本方針については、次のとおり示されている

物価統制令によって入浴料金が統制されている「湯屋（公衆浴場）用」については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、これまでの取扱いを維持する

#### 《 企業団の湯屋（公衆浴場）用適用状況 》

- ・適用事業体（高松（5水栓）、観音寺（1水栓））【令和8年3月現在】

【1月あたり、単価は税抜き】

事業体名	基本料金	基本水量	従量料金（一般用比べて低単価な料金設定）
高松事業体	メーター口径による （一般用と同じ）	無	20m <sup>3</sup> まで65円/m <sup>3</sup> 、21~100m <sup>3</sup> まで100円/m <sup>3</sup> 、101m <sup>3</sup> ~ 120円/m <sup>3</sup>
観音寺事業体	7,000円	200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~ 100円/m <sup>3</sup>

- ・調定額 1,300万円（令和6年度実績）

湯屋（公衆浴場）用の料金体系（従量料金）については、高松の現行と同じく一般用の2分の1の額で検討する

## 2-⑥ 料金体系の審議事項について

### ○料金表の料金単位について

《 近隣事業体及び近年の水道料金改定事業体の料金単位（税抜） 》

- ・高松の現行の料金単位（税抜）は基本料金が100円単位、従量料金は10円単位（湯屋用を除く）であるが、税込では料金請求額が1円単位となる場合がある
- ・歴史的に、集金や窓口払いが主流であった時代の名残で、キリの良い数字にしている事業体が多いが、口座振替や電子マネーが主流の現代では、端数による支払の不便はなくなってきたおり、1円単位を採用する事業体も増えてきている
- ・また、100円単位、10円単位とすることで端数処理による原価との乖離や不公平が生じてしまうが、1円単位であれば原価をより忠実に料金に反映できるようになる

事業体名	区分体系	基本料金単価	従量料金単価
松山市	口径別	100円単位	1円単位
徳島市	用途別	1円単位	1円単位
高知市	口径別	10円単位	1円単位
岡山市	口径別	10円単位	1円単位
広島市	口径別	5円単位	1円単位
高槻市	口径別	10円単位	5円単位
東大阪市	用途別	1円単位	1円単位
川口市	口径別	10円単位	1円単位
千葉県営	口径別	10円単位	1円単位
富山市	口径別	1円単位	1円単位
北名古屋水道企業団	口径別	100円単位	1円単位
松江市	口径別	100円単位	1円単位
佐世保市	用途別	1円単位	1円単位

## 2-⑥ 料金体系の審議事項について

### ○企業団の料金表の料金単位について

事業体名	区分体系	基本料金単価	従量料金単価	消費税を乗じた後の端数の取扱い
高松市	口径別	100円単位	10円単位（湯屋用は5円単位）	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
さぬき市	口径別	100円単位	5円単位	10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
東かがわ市	用途別・口径別	5円単位	1円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
土庄町	用途別・口径別	1円単位	1円単位	10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
小豆島町	用途別	1円単位	1円単位	10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
三木町	用途別	1円単位	1円単位	1円未満の端数を除いた額とする
綾川町	用途別	100円単位	10円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
丸亀市	口径別	50円単位	5円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
坂出市	口径別	50円単位	10円単位（公衆浴場用は5円単位）	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
善通寺市	用途別	50円単位	5円単位	10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
宇多津町	口径別	50円単位	10円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
琴平町	用途別	5円単位	5円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
多度津町	用途別	50円単位	5円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
まんのう町	口径別	50円単位	10円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
観音寺市	用途別	10円単位	10円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
三豊市	用途別・口径別	50円単位	10円単位	1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

## 2 - ⑥ 料金体系の審議事項について

### ②湯屋（公衆浴場）用の料金体系案について

（論点）物価統制令によって入浴料金が統制されている「湯屋（公衆浴場）用」については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、これまでの取扱いを維持することとしているが、「従量料金の単価は、高松の現行と同じく一般用の2分の1の額」で検討する案はどうか

### ③料金単価の単位について

（論点）現在の高松市の料金体系は、基本料金：100円単位・従量料金：10円単位であるが、料金統一に際しても引き続き100円単位や10円単位とすることは、基本料金や1 m<sup>3</sup>当たりの従量料金の改定率に大きな影響が生じることから、「1円単位」にする案はどうか

## 3. 加入金について

## 3-① 加入金設定案

### ○加入金設定案

加入金水準の設定については、第6回審議会において、次のとおり承認されている

**県内最低額の水準（約1億3,685万円、R6収入実績の約54%）とする**

- ・水道料金算定要領において、将来的に廃止も含めた経過措置として位置づけられたことから、最低額の水準をベースに単価を検討する

加入金については、以下の2案を検討する

案① 現在の企業団内の事業者の加入金の最少額を利用する案

案② R6加入金実績の54%である1億3,685万円を確保することを仮定とし、13mm：30,000円を基準に設定した案

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
加入金案① 企業団内の事業者の加入金最少額とする案	30,000	60,000	120,000	200,000	300,000	550,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	9,800,000
加入金案② R6加入金実績の54%を確保する案	32,000	47,000	120,000	180,000	330,000	530,000	1,300,000	2,300,000	5,400,000	9,900,000

※加入金案②は13mm：30,000円を基準とし、流量比を考慮しつつ、R6加入金実績の54%である1億3,685万円を確保する案